

内閣府説明資料

令和4年3月8日
内閣府男女共同参画局

女性議員の比率（衆議院議員選挙後）

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.1%	242	56
合 計	14.3%	707	101

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.6%	2,621	305
市区町村議会	14.8%	29,606	4,381
合 計	14.5%	32,227	4,686

（注1）衆議院は2021年12月22日、参議院は2022年3月6日現在（衆議院及び参議院HPより）。

（注2）都道府県議会は2021年8月1日現在（内閣府調べ）。

（注3）市区町村議会は2020年12月31日現在（令和4年1月28日修正）（総務省調べ）。

（注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より）。

女性議員比率の国際比較 (衆議院議員選挙後)

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**190か国中168位**

※日本は、2022年3月現在(衆議院女性議員比率は12月22日、参議院女性議員比率は3月6日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。

順位	国名	下院又は一院制		女性割合	女性/議席
		女性割合	女性/議席		
1	ルワンダ	61.3	49 / 80		
2	キューバ	53.4	313 / 586		
3	アラブ首長国連邦	50.0	20 / 40		
4	ニカラグア	48.4	44 / 91		
5	ニュージーランド	48.3	58 / 120		
6	メキシコ	48.2	241 / 500		
7	スウェーデン	47.0	164 / 349		
8	グレナダ	46.7	7 / 15		
9	アンドラ	46.4	13 / 28		
10	ボリビア	46.2	60 / 130		
...					
27	フランス	39.5	228 / 577		
...					
35	イタリア	35.7	225 / 630		
...					
39	イギリス	33.9	220 / 650		
...					
49	ドイツ	31.5	223 / 709		
...					
52	カナダ	29.6	100 / 338		
...					
67	アメリカ	27.3	118 / 433		
...					
86	中国	24.9	742 / 2975		
...					
93	レソト	23.3	28 / 120		
94	チェコ	23.0	46 / 200		
"	赤道ギニア	23.0	23 / 100		
...					
121	韓国	19.0	57 / 300		
...					
148	インド	14.4	78 / 540		
149	ギニアビサウ	13.7	14 / 102		
...					
167	カタール	9.8	4 / 41		
168	エスワティニ	9.6	7 / 73		
...					
188	ミクロネシア連邦	0.0	0 / 14		
"	パプアニューギニア	0.0	0 / 111		
"	バヌアツ	0.0	0 / 52		

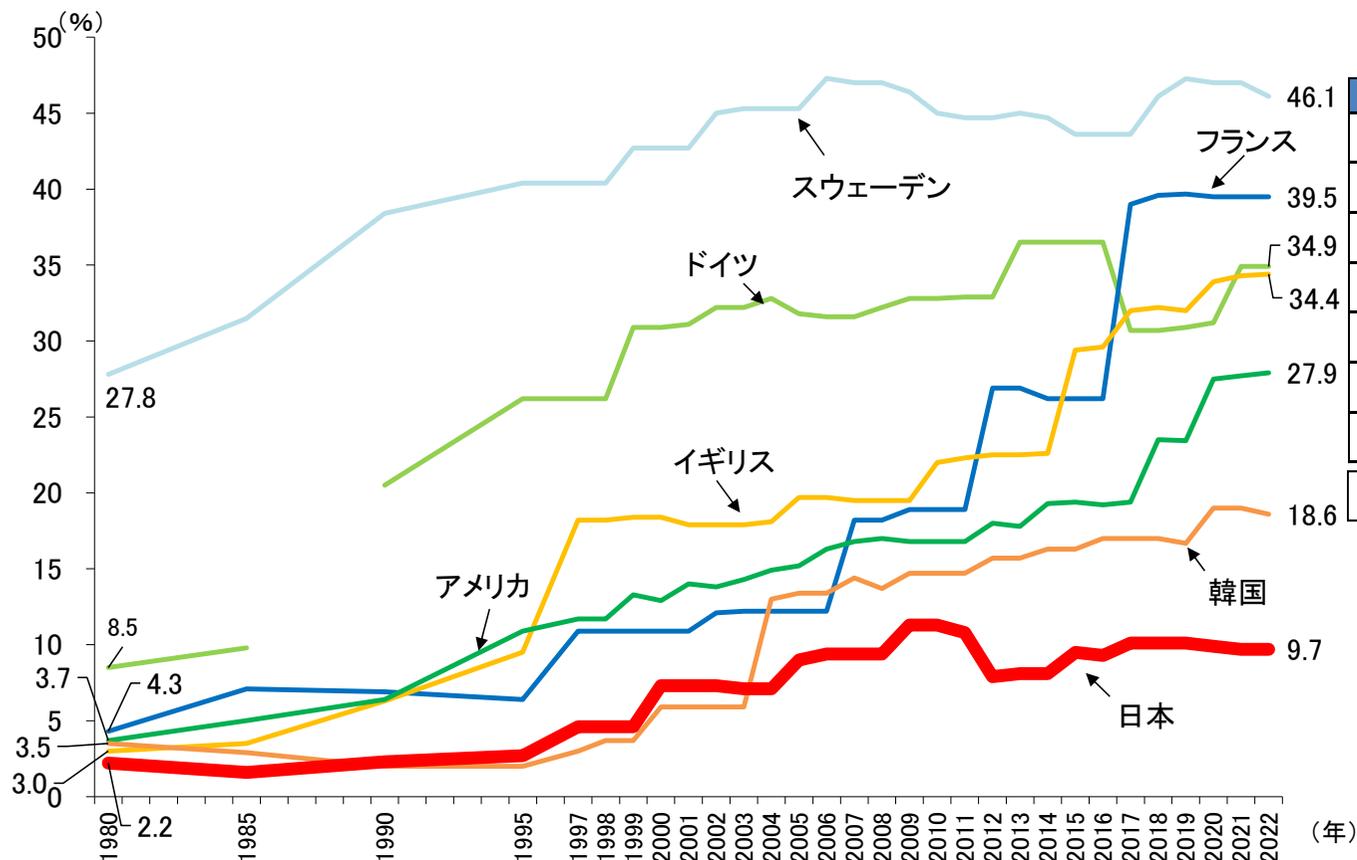
仮に参議院の女性議員比率 (23.1%) で比較した場合、日本の順位は、**190か国中94位**

仮に衆議院と参議院の合計の女性議員比率 (14.3%) で比較した場合、日本の順位は、**190か国中149位**

衆議院の女性議員比率 (9.7%) 190か国中168位

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

諸外国の国会議員に占める女性割合は、この30年で大幅に上昇している。



国名	順位	割合	クオータ制の状況
スウェーデン	12	46.1	政党による自発的なクオータ制
フランス	33	39.5	法的候補者クオータ制 政党による自発的なクオータ制
イギリス	45	34.4	政党による自発的なクオータ制
ドイツ	44	34.9	政党による自発的なクオータ制
アメリカ	72	27.9	-
韓国	124	18.6	法的候補者クオータ制
日本	166	9.7	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

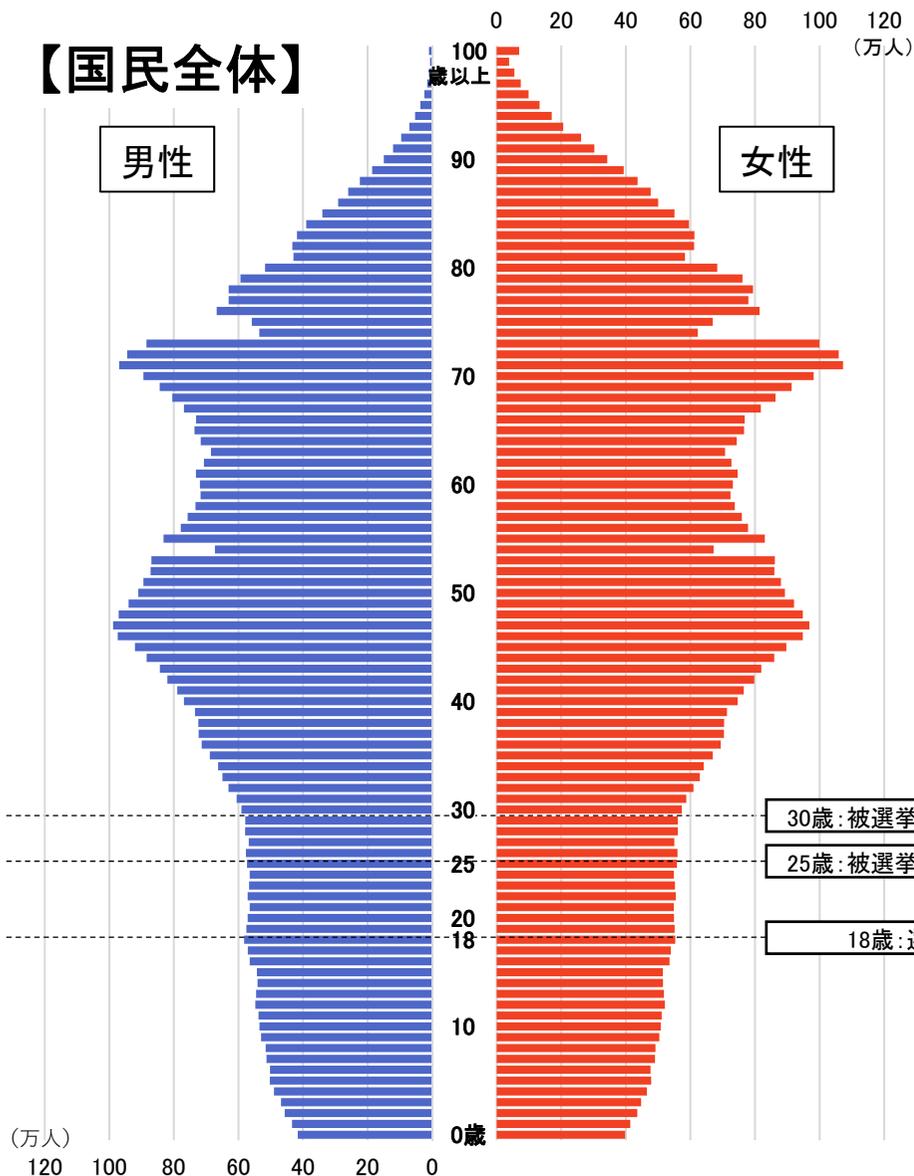
(参考)
 世界の下院又は一院制議会の女性割合は26.2%(上院は25.3%)
 ※2022年2月現在
 出典 IPU資料より

- (備考) 1. IPU資料(Monthly ranking of women in national parliaments)より作成。調査対象国は2022年2月現在189か国。
 1980年から1995年までは5年ごと、1997年以降は毎年の数字。
 各年12月現在(1998年は8月現在、2022年は2月現在)。
 2. 下院又は一院制議会における女性議員割合。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

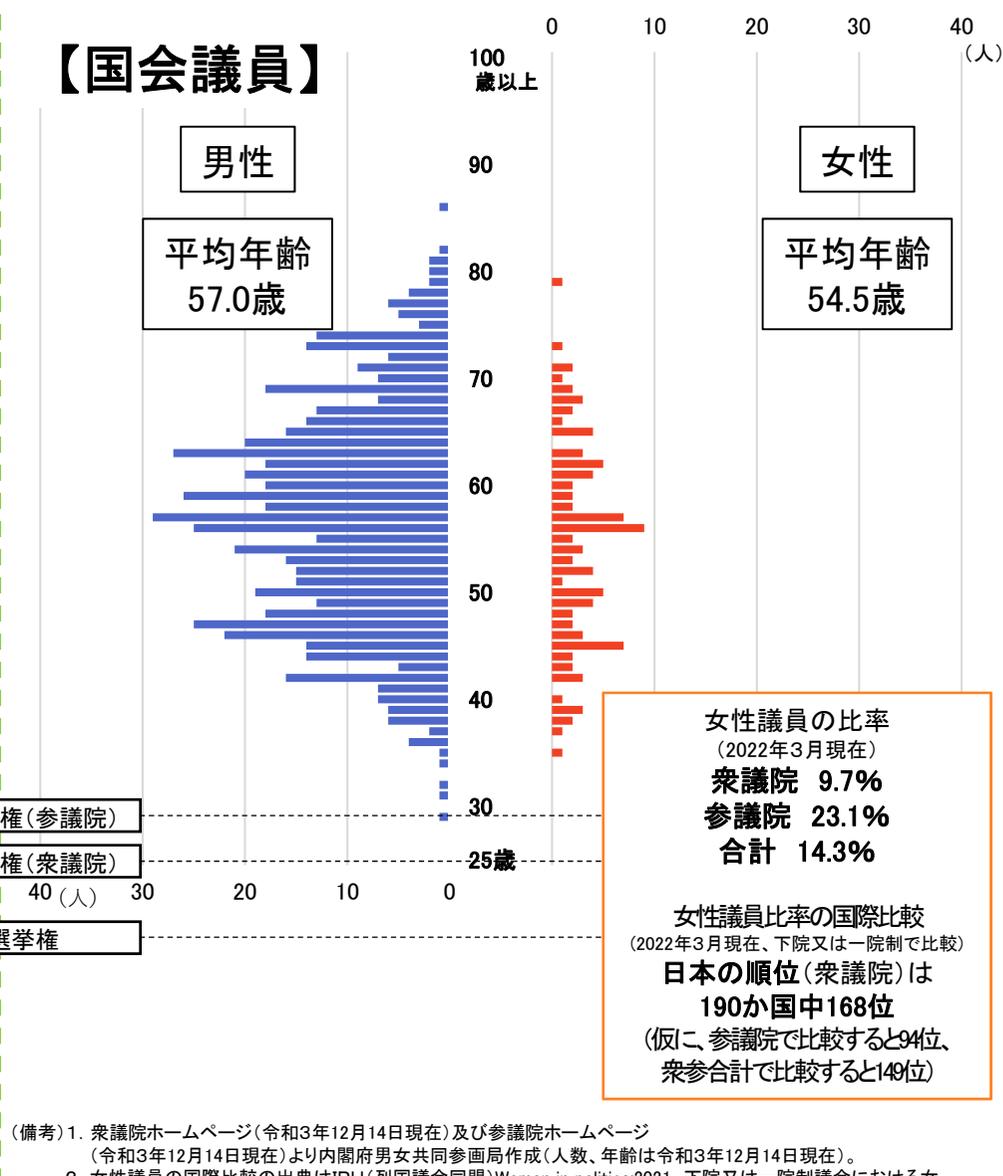
国民全体と国会議員の性別・年齢構造

○女性は、我が国の有権者の約52%を占める。国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。

【国民全体】



【国会議員】

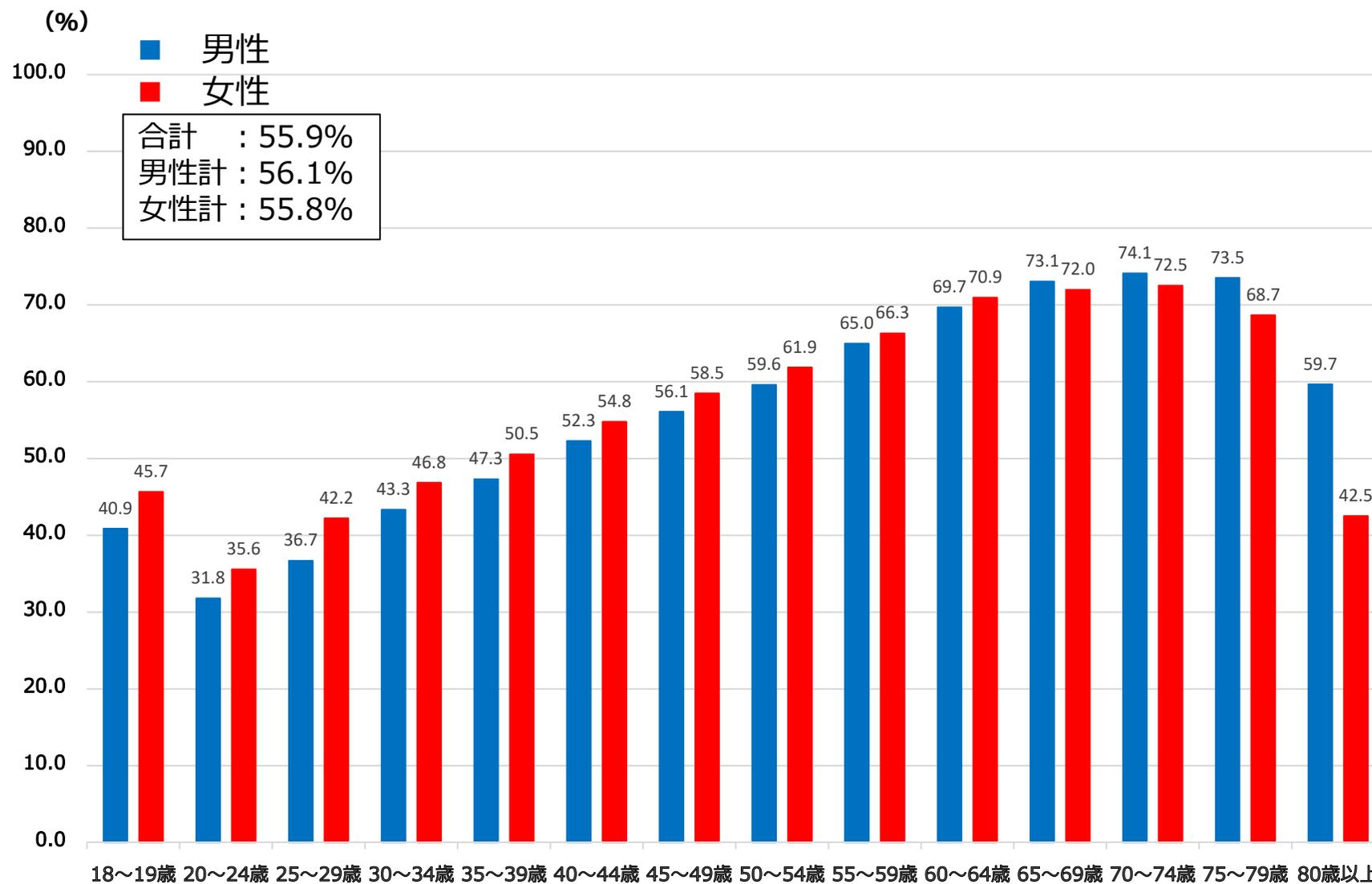


(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 1. 衆議院ホームページ(令和3年12月14日現在)及び参議院ホームページ(令和3年12月14日現在)より内閣府男女共同参画局作成(人数、年齢は令和3年12月14日現在)。
2. 女性議員の国際比較の出典はIPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。日本は、2022年3月現在(衆議院女性議員比率は2021年12月22日、参議院女性議員比率は2022年3月6日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

男女・年代別投票率（第49回衆議院議員総選挙（R3.10.31執行））

男女ともに20歳台と比べ「18～19歳」の投票率が高い。また、「18～19歳」から「60～64歳」までは女性の方が投票率が高く、「65～69歳」以上は男性の方が高い。



（備考）総務省「年齢別投票者数」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より内閣府において作成

首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.0%	1739	34

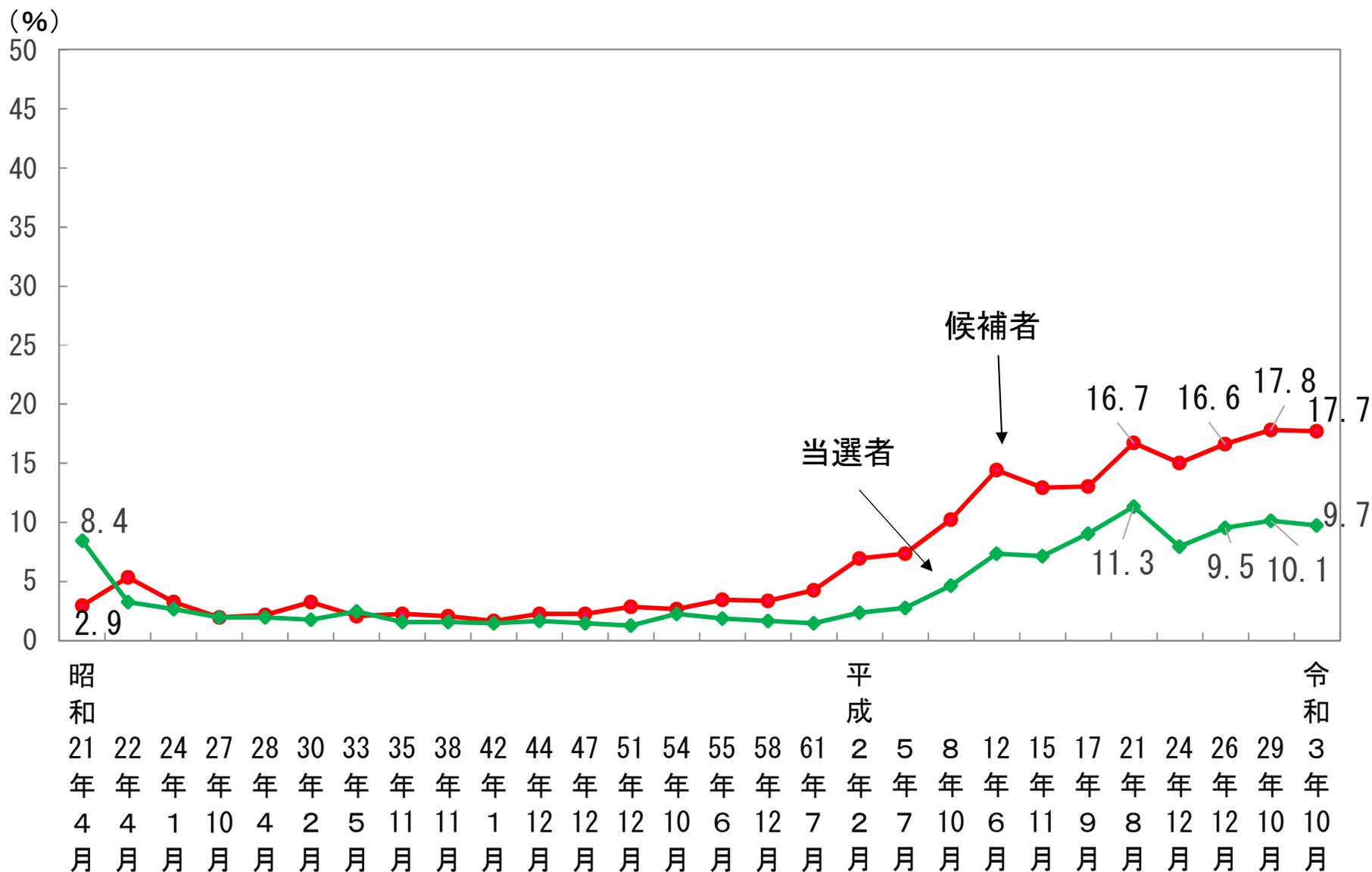
2. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ議会比率	議会数	女性ゼロ議会数
都道府県議会	0.0%	47	0
市区町村議会	17.1%	1741	298
市議会	3.7%	792	29
特別区議会	0.0%	23	0
町村議会	29.0%	926	269

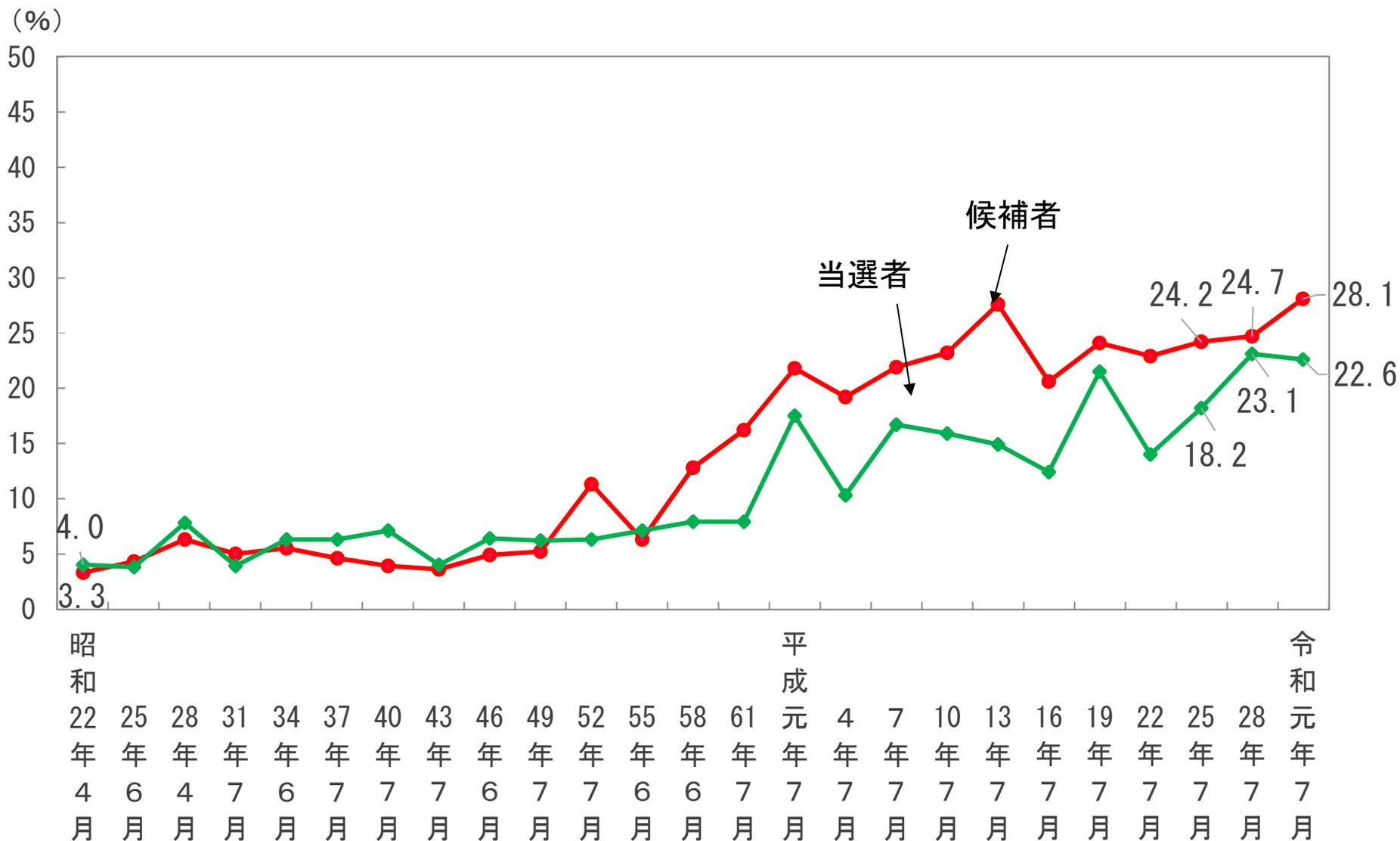
(注1) 2020年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成。

(注2) 島根県及び熊本県にそれぞれ欠員1があるため、市区町村長数は1739となる。

衆議院議員総選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移

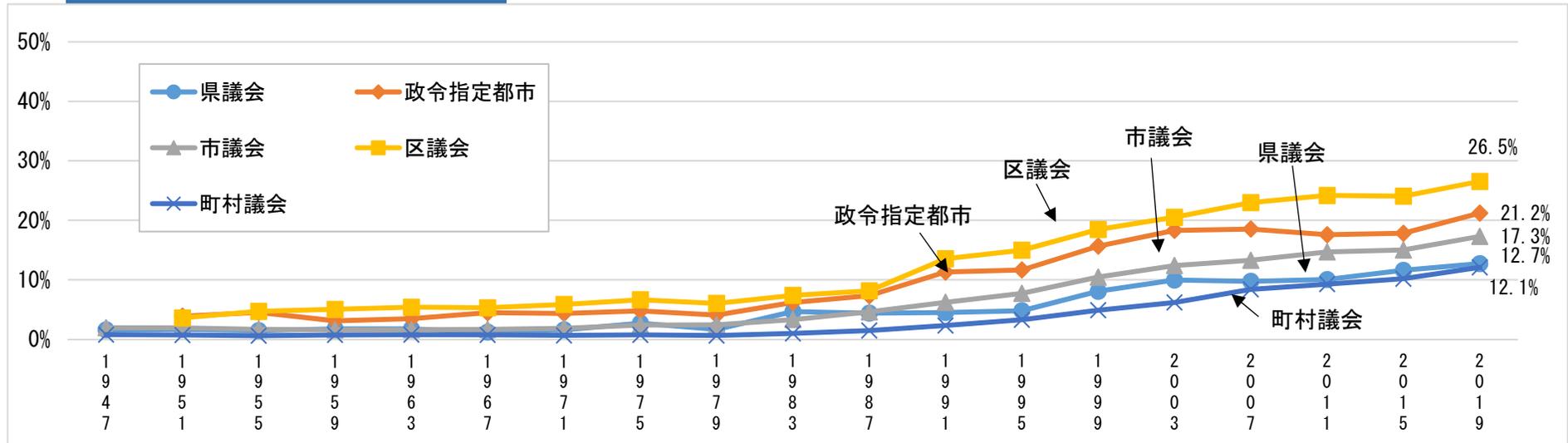


参议院通常選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移

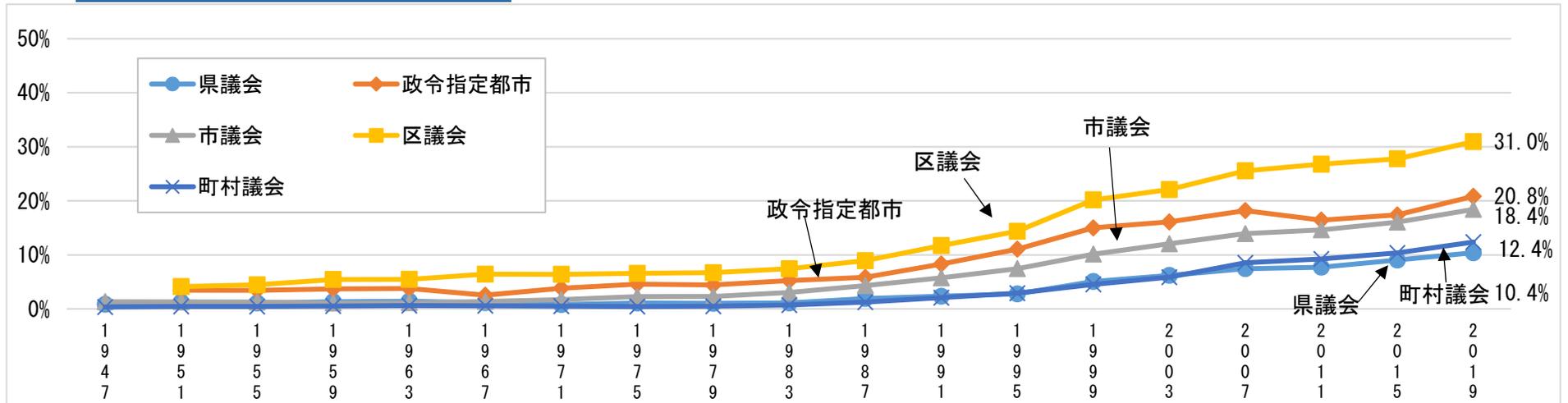


統一地方選挙における候補者・当選者に占める女性の割合

候補者に占める女性の割合



当選者に占める女性の割合



(%)

(注)総務省「地方選挙結果調」より内閣府男女共同参画局作成(平成31年結果は、総務省提供の速報値より作成)

「候補者男女均等法」(政治分野における男女共同参画の推進に関する法律) (平成30年5月23日法律第28号)

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年6月16日法律第67号)による改正

1 目的(第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則(第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

基本原則にのっとり

3 責務等(第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等(第5条)

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)、性的な言動等に起因する問題への対応(第9条)、人材の育成等(第10条)、その他の施策(第11条)

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日可決・成立、同年6月16日公布・施行 10

5次計画における政治分野に関する成果目標

■ 「第5次男女共同参画基本計画」 (令和2年12月25日閣議決定) における成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
(※以下は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.7% (2021年10月)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)

女性版「骨太の方針」における政治分野に関する記述

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）

（令和3年6月16日政府決定）

Ⅱ 女性の登用目標達成に向けて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要である。政府は長年にわたる制度・慣行等によって積み重なってきた男女間の格差の解消に向けて、今こそ取り組まなければならない。具体的には、社会的影響力が大きい行政・経済分野における、現在、そして将来に向けた人材プールの確保を含めた女性の参画拡大を図る。また、暮らしに身近な地域における女性活躍の裾野を広げ、意思決定過程への女性の参画を推進し、将来の人材育成に影響を与える教育分野において女性の登用を加速するなど、あらゆる分野において、5次計画の目標達成に向け、強力に取り組を進める。このため、以下の（1）から（7）までに記載した内容を含め、5次計画における女性の登用・採用に関する全58項目の成果目標について、令和3年度及び4年度に取り組む施策を内閣府のホームページにおいて公表し、成果目標の達成に向けた取組と進捗の「見える化」を行う。

（1）政治・行政分野（抄）

○政治分野における男女共同参画の推進

5次計画に基づき、政党に対し、国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請する。その際、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を令和7年までに35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。【内閣府】

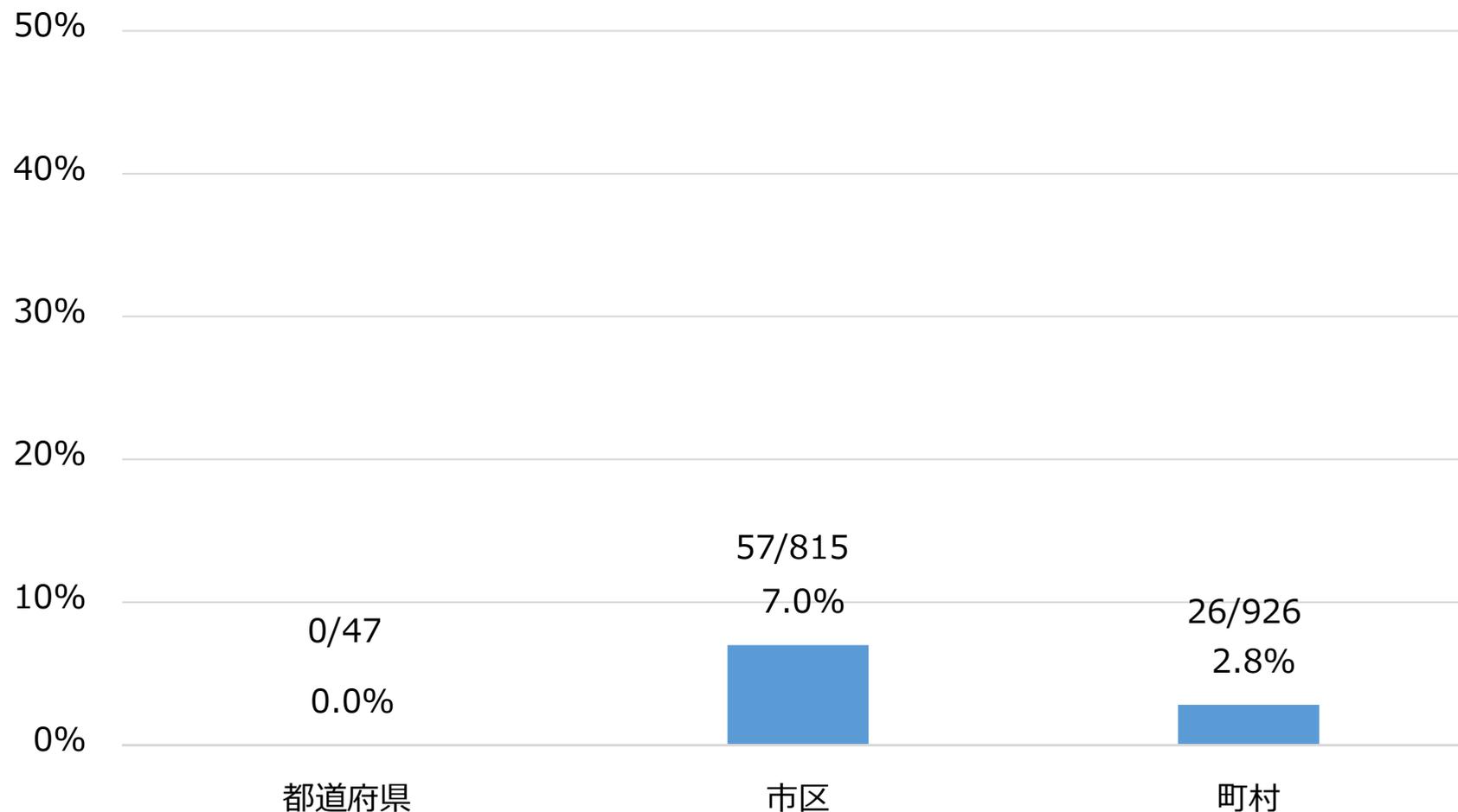
地方議会については、政党や地方公共団体等の様々な主体と連携することにより、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合が全体として令和7年までに35%以上となることを期待し、各地方議会における取組状況の「見える化」、好事例の展開、環境整備等に取り組む。【内閣府、総務省】

各地方議会における出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備状況について、令和3年7月1日時点の状況を新たに調査し、調査結果を公表する。【内閣府】

各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を令和3年度に作成するとともに、各地方議会におけるハラスメント防止研修の実施状況に加え、ハラスメント防止に関する規定の整備状況及び相談窓口の設置状況について令和3年度以降、新たに調査を実施し、それらの「見える化」を行う。【内閣府】

地方議会議員にハラスメント防止研修を実施している地方公共団体

- 2021年7月1日時点におけるハラスメント防止研修を実施している地方公共団体は、都道府県では0%、市区で7.0%、町村で2.8%であり、非常に少ない。



政治分野のハラスメント防止研修教材検討会

「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会の開催について

令和4年1月6日
男女共同参画局長決定

「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会
構成員

(五十音順、敬称略、◎は座長)

1 趣旨

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材」及び「令和3年度地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた優良取組事例集」の作成に係る検討を行うため、「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

検討会の庶務は、内閣府男女共同参画局推進課において処理する。

太田 雅幸	太田雅幸法律事務所 弁護士
◎大山 礼子	駒澤大学法学部 教授
小田 理恵子	一般社団法人官民共創未来コンソーシアム 代表理事
中北 浩爾	一橋大学大学院社会学研究科 教授
濱田 真里	お茶の水女子大学ジェンダー研究所東アジアにおけるジェンダーと政治研究チーム 共同研究者
福田 将己	全国市議会議長会政務第一部 部長
三浦 まり	上智大学法学部 教授
柳原 里枝子	株式会社ハートセラピー 代表取締役

政治分野における ハラスメント防止研修教材の作成

1. ハラスメント研修教材の事例の収集を実施

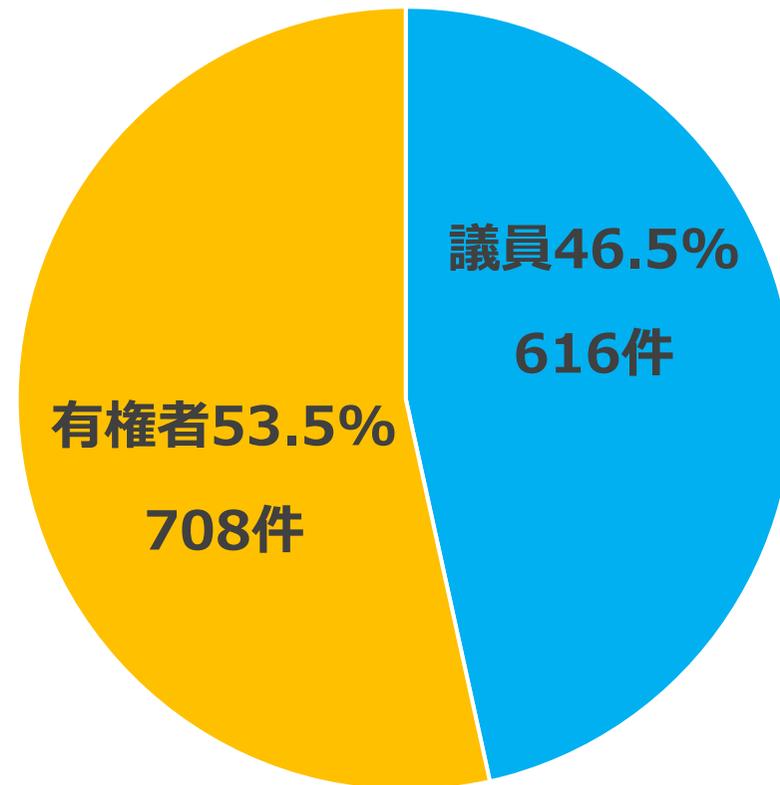
○ハラスメント事例の収集方法

内閣府において、令和3年10月14日（木）から11月14日（日）までの1ヶ月間、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象に、個人情報に関する事項について記載しないよう配慮をお願いした上で、議員活動や選挙活動中に、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例を収集した。

その結果、1,324件の事例が寄せられた。

2. ハラスメント事例調査結果

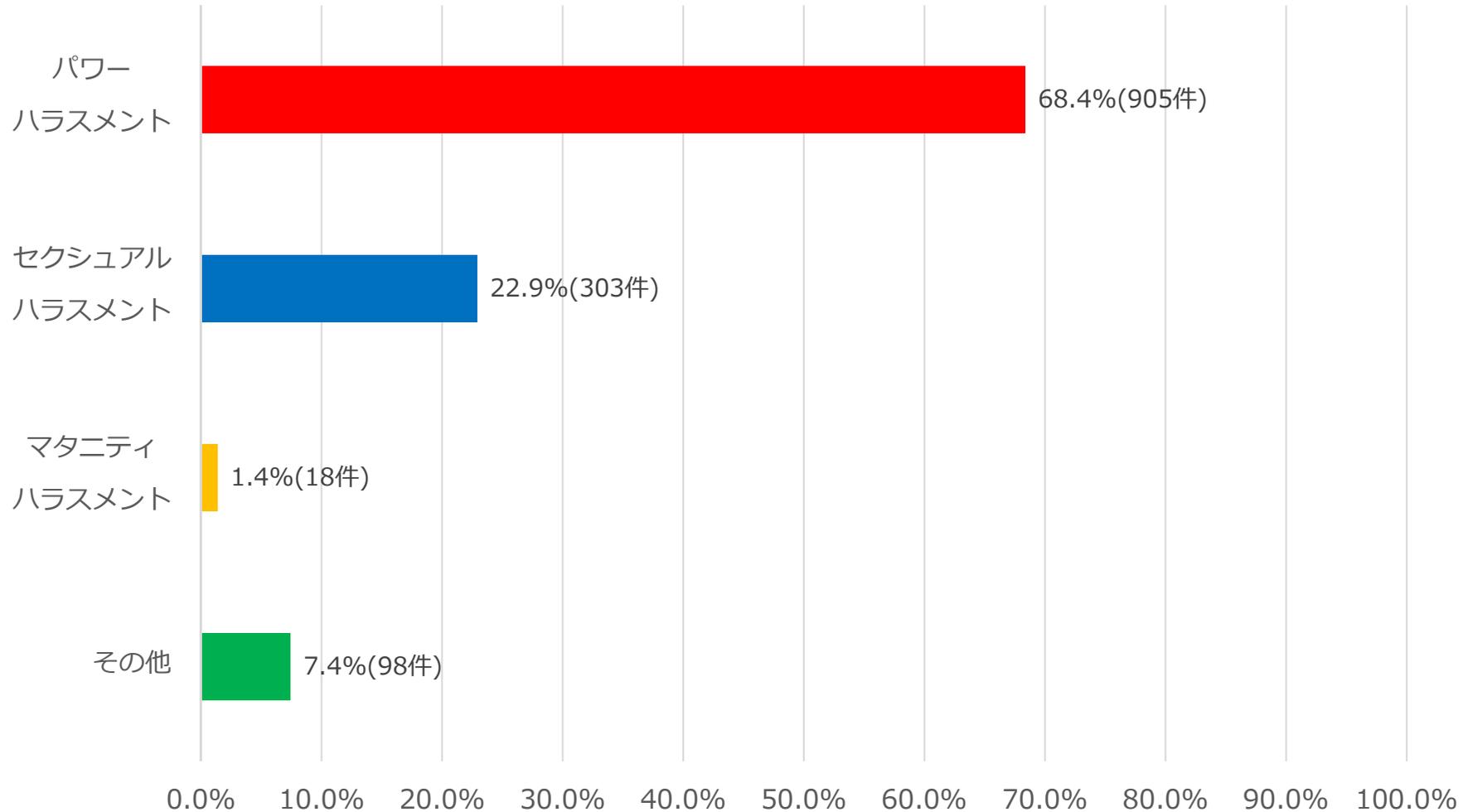
○ハラスメントの行為主体



※行為者が明らかでないものについて、当該行為の状況から判断したものも含む。

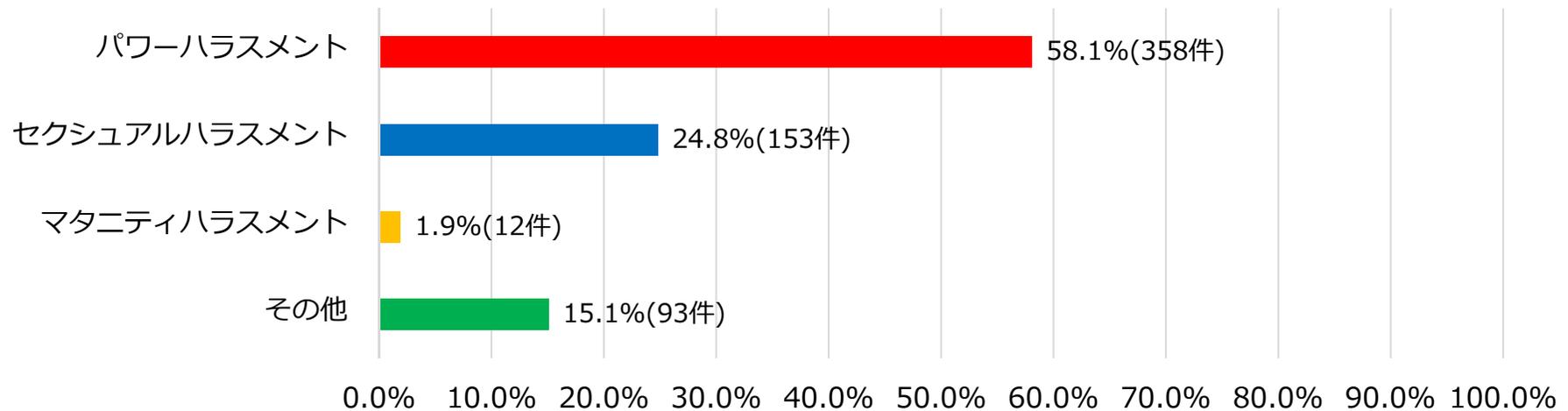
2. ハラスメント事例調査結果

○議員が受けたハラスメント事例

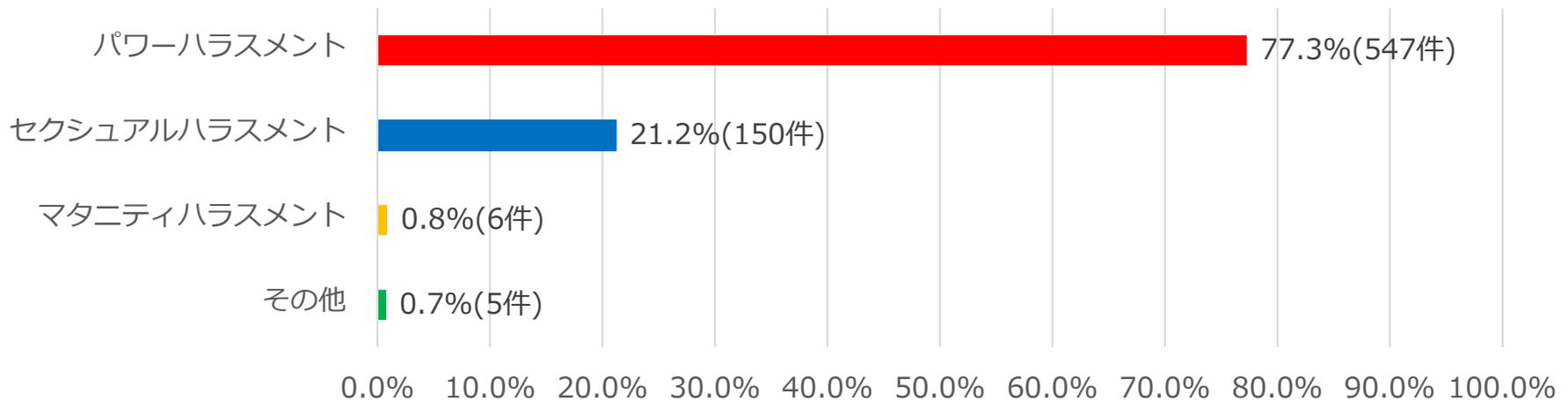


2. ハラスメント事例調査結果

○議員から議員へのハラスメント事例

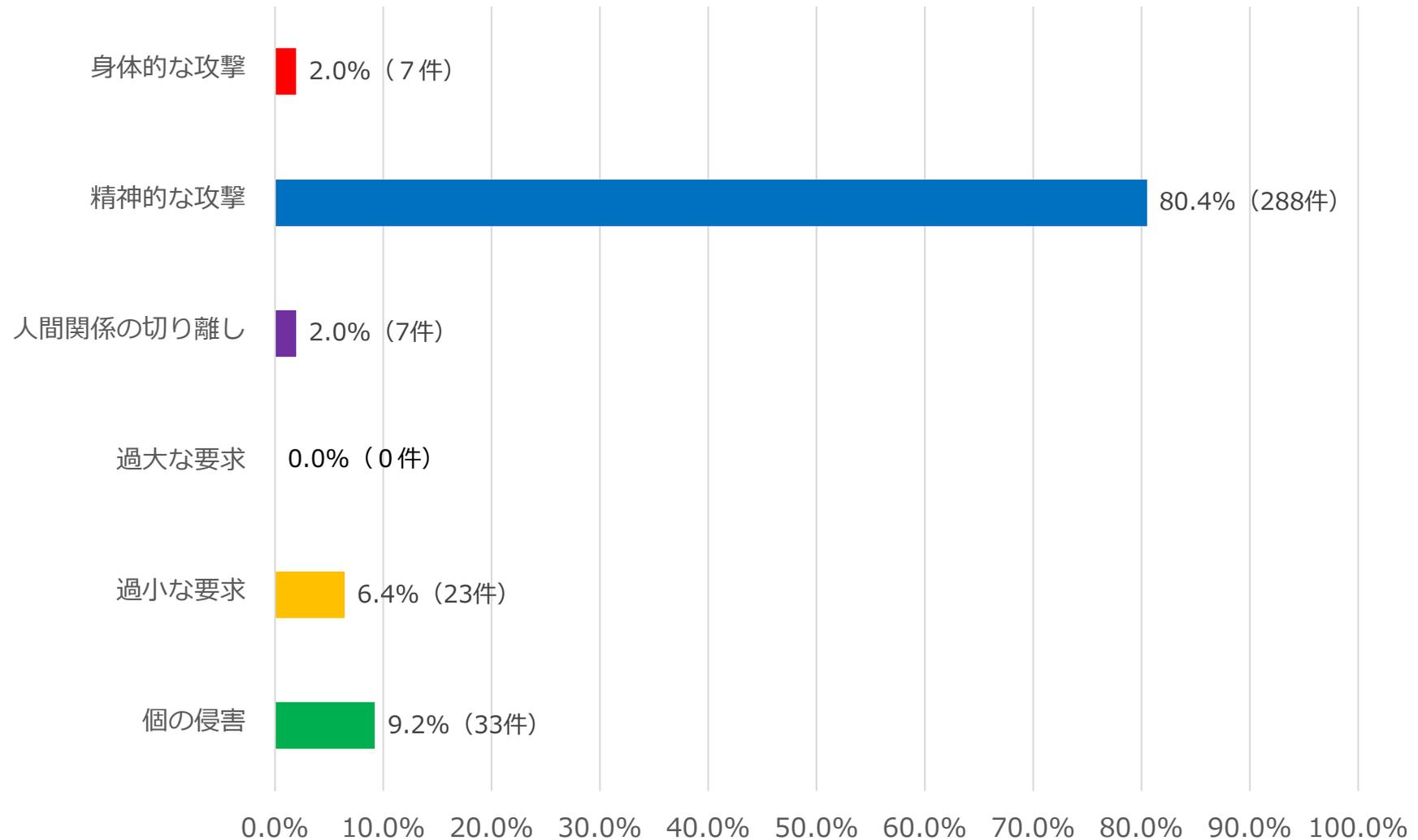


○有権者から議員へのハラスメント事例



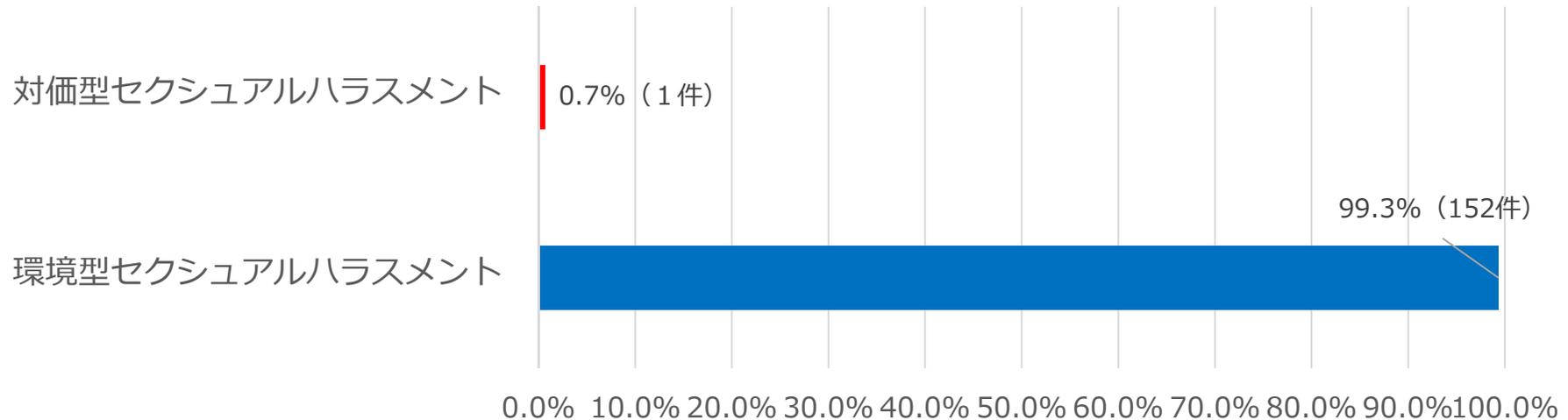
2. ハラスメント事例調査結果（議員から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

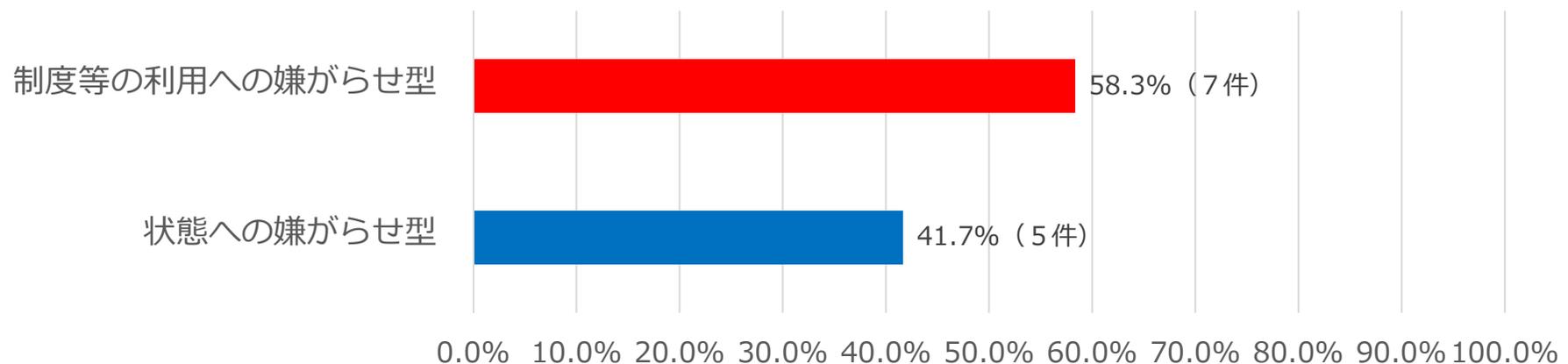


2. ハラスメント事例調査結果（議員から議員へのハラスメント）

（2）セクシュアルハラスメント

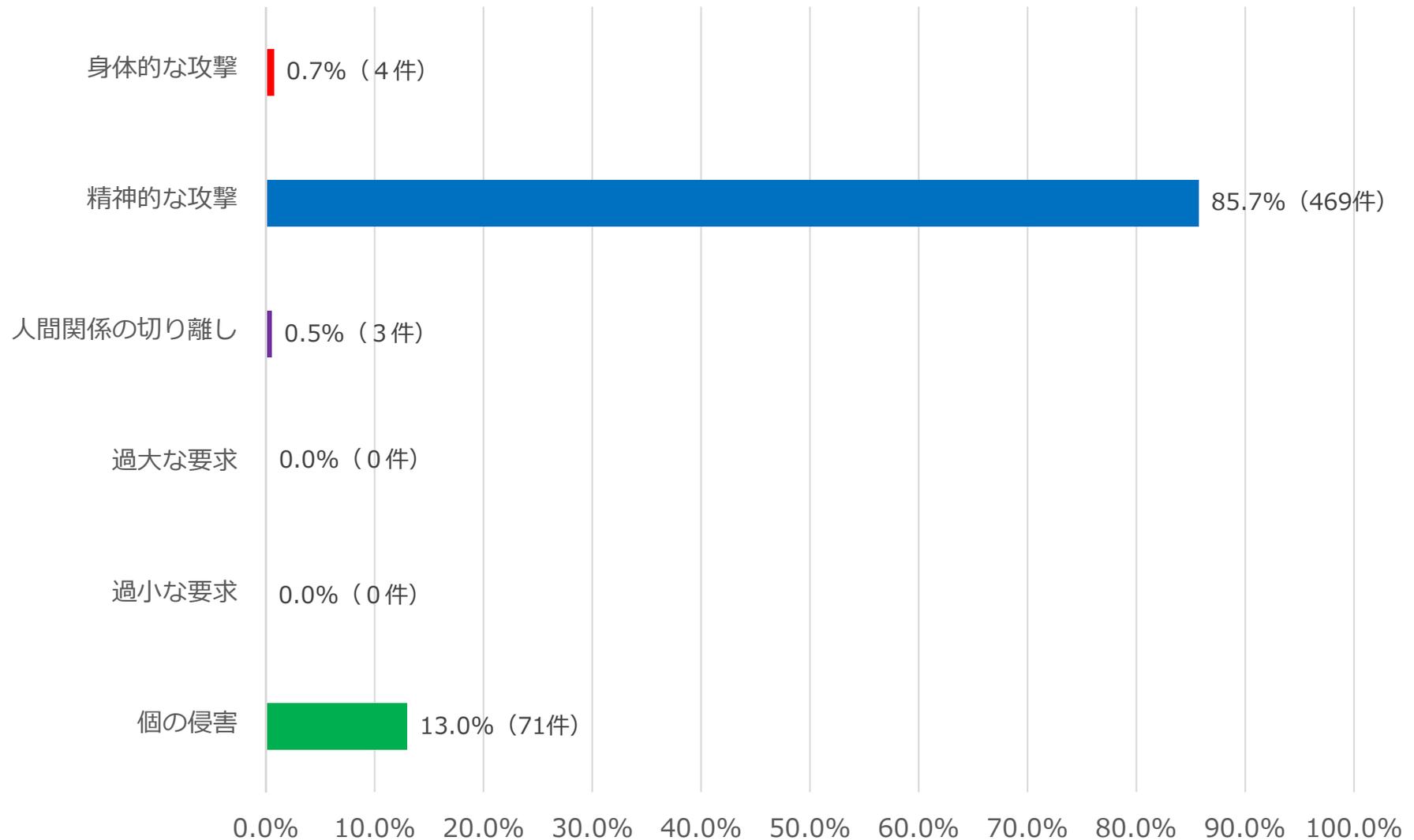


（3）マタニティハラスメント



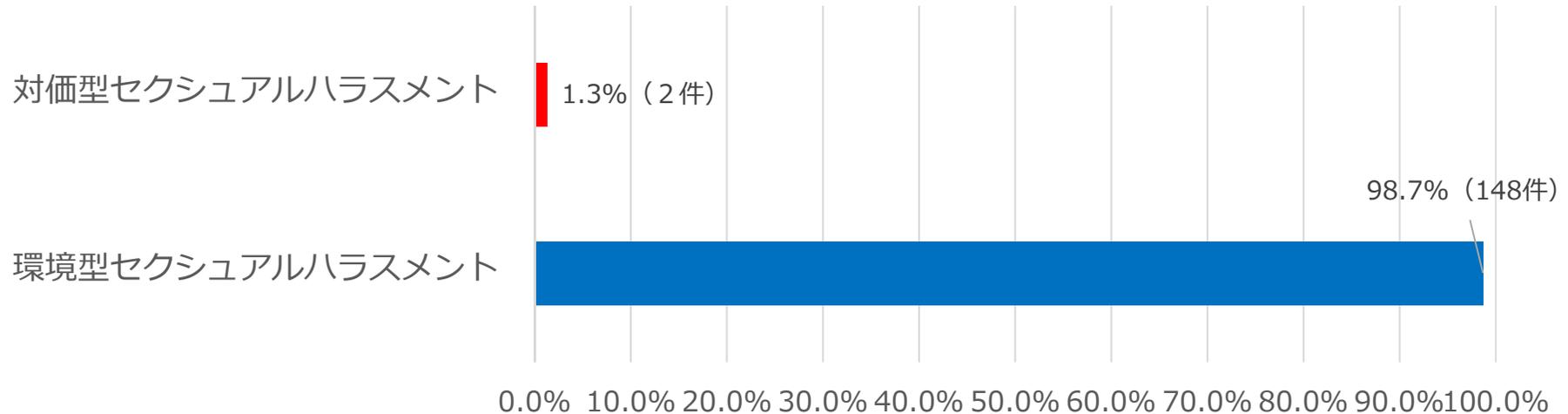
2. ハラスメント事例調査結果(有権者から議員へのハラスメント)

(1) パワーハラスメント

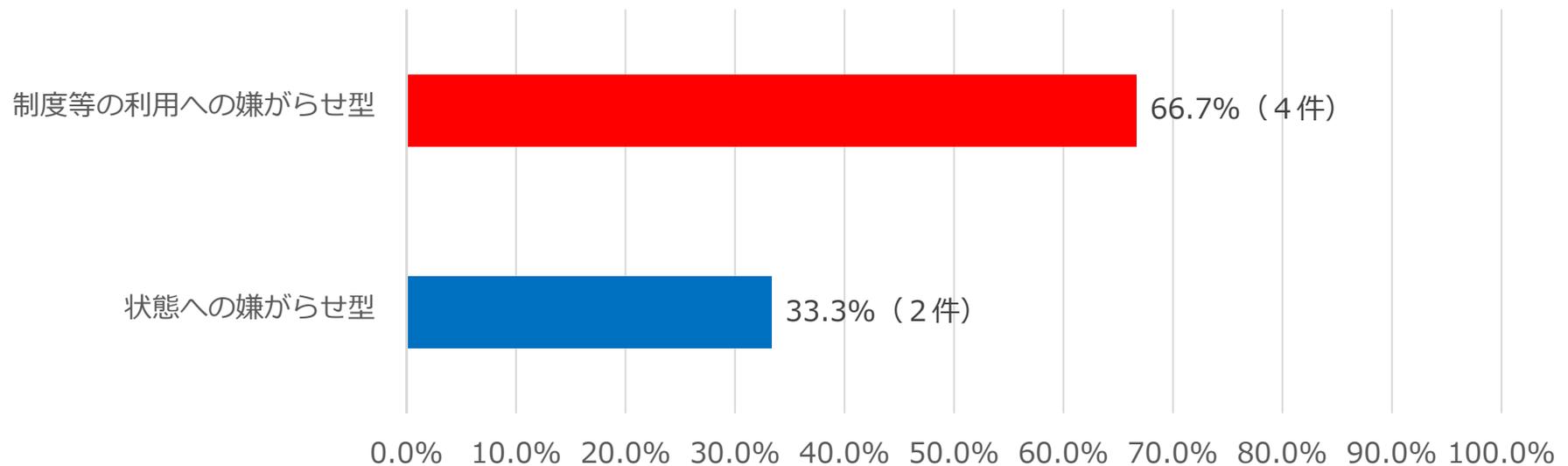


2. ハラスメント事例調査結果(有権者から議員へのハラスメント)

(2) セクシュアルハラスメント



(3) マタニティハラスメント



3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

①身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・胸ぐらをつかまれる。
- ・殴られる・殴り掛かられる。
- ・突き飛ばされる。

等

・具体例

- ・議会で質問に立った後、別会派の先輩議員から質問の内容が気に入らないとの理由で、人目のない場所で胸ぐらをつかまれた。
- ・街頭演説中に邪魔をしようとする他の議員から急に杖で体をつつかれる。
- ・個別の政治活動の内容を理由に、同会派の古参の議員から「勝手な行動はするな」と胸を殴られた。

等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- ・ 大声で暴力的な言葉をいう。
 - ・ 属性（性別、年齢、出身、学歴、外見等）に基づく誹謗中傷
 - ・ 事実に基づかない噂話、陰口
 - ・ 懇親会への参加や酒の酌の強要
- 等

・ 具体例

- ・ 意見の合わない先輩議員から「だからお前はダメなんだ」、「政治生命を絶たせてやる」等の罵声を激しく浴びせられた。
 - ・ 男性議員から、「女は顔がよければ当選できる」、「女に政治は無理だ」、「男性だったらいいのに」、「周りからも評判が悪い」等の言葉を繰り返し浴びせられ、心労で体調に支障を来した。
 - ・ 公職選挙法違反や不倫といったデマを流された。
 - ・ 懇親会で「次の選挙に出る奴はお酌して回れ」と言われた。
 - ・ 立候補を検討していた際に、当選回数が多い議員から、自分を支援する仲間の議員等に対して、自分を応援したら議員人生を終わらせる等の脅しや暴言を繰り返しなされた。
- 等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

- ・ 気に入らないことを理由に、仲間外れにして無視をする。
- ・ 同じ会派の活動から排除する。

等

・ 具体例

- ・ 初当選の議員に対し、政治的な立場が異なることを理由に、研修会や定例会の案内を出さず、議会活動をさせないようにする。
- ・ 地元の町内会等のイベントにおいて、恥をかかせるような場面をつくり、無視をする。

等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

④ **過大な要求**（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
該当なし

⑤ **過小な要求**（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない）

- ・ 誰でも遂行可能な仕事・作業をさせられる。
- ・ 議員活動に必要な情報を入れない。
- ・ 議会での質問に立たせない。

等

・ 具体例

- ・ これまでの慣習ということで、控室でのお茶汲みを女性議員にさせる。
- ・ 会派の中心議員と意見が異なることを理由に、必要な情報が共有されず、またすべての役職から外される。
- ・ 「新人議員は見習いだから黙って勉強しろ」、「一年生は後回しだ」と、議会での質問や発言の機会が奪われる。

等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・みんなの前でプライベートな事柄について執拗に話題にされる。
- ・家庭の環境や状況について干渉される。 等

・ 具体例

- ・ 議会関係者が集う飲食を伴う会合等において、年長の議員から、結婚していない理由や離婚の理由等の私的な事柄について、対応に困るほどしつこく問われる。
- ・ 少子化対策や子育て支援について議論をしていると、「議員をやめて結婚する方が幸せだよ」、「まずは子供を産んだら」と、婚活や妊活への強いプレッシャーをかけられる。
- ・ 政治活動で遅くなった際、「早く帰って子どもの世話や夕飯の用意をしないとだめじゃないか」、「旦那はかわいそうだ」と言われる。 等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

(2) セクシュアルハラスメント

① **対価型セクシャルハラスメント**（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）

・ 性的な言動に対する反応や対応に不満を持ち、報復的に不利益を被らせる。等

・ 具体例

・ 産休の規定整備を提案した議員に、「出産予定か？」とニヤニヤしながら聞いた議員が謝罪することになったが、その後執拗ないじめを行った。等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

②環境型セクシャルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じる）

- ・抱きつく、お尻を触る。
- ・卑猥な言動を発する。
- ・チークダンスや、手を肩に回してカラオケのデュエットを強要する。
- ・女性の身体に関する揶揄

等

・具体例

- ・懇親会等で寄ってきて、酔った勢いで体を触り、周りもその場の雰囲気流されて注意等をしない。
- ・控室において、下ネタを大声で言いながら、周りの反応をみて笑っている。
- ・女性議員が同じ会派の男性議員に対して無理やり体を密着させる。
- ・酒席の大勢の前でチークダンスを強要し、胸などを触られる。
- ・閉経しているか尋ねたり、そうであれば、もう女ではないなと笑う。

等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

(3) マタニティハラスメント

① 制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）

- ・ 産前産後休暇の取得について誹謗される。
- ・ 産休中に議会への出席を求められる。 等

・ 具体例

- ・ 会議規則で産休等が認められている中、産休中に、特定案件の採決に際し、「議員として採決に出てこられないのはいかがなものか」と言われ、議会への出席を強要される。 等

② 状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

- ・ 任期中に妊娠したことにより、批判を受ける。
- ・ 小さな子供がいて大変だろうということで、役職を外される。 等

・ 具体例

- ・ 妊娠中のつわりがひどく、会合を欠席すると「子どもを理由に欠席が続くと、この会派から外れてもらうよ」と脅される。 等

3. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

(4) その他

- ・ 議会での質問中の威圧的又は屈辱的な不規則発言をされる。
- ・ 委員会等で発言をさせないように圧力をかけたり、質疑中に退席や失笑等をされる。等

・ 具体例

- ・ 本会議で質問中に、「何様だと思っているんだ」「女は、黙っとけ」というヤジを激しく飛ばされる。
- ・ 当選回数が多く声の大きい男性議員から、少数会派の女性議員が繰り返しヤジを受け、その恐怖から議会での発言がしづらくなる。
- ・ 同一会派内で政策の方向性を議論している際、年長議員から「反対するなら退会しろ」と恫喝されるなど、威圧的な圧力をかけられる。等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

①身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・手をひっぱられる。
- ・殴り掛かれる。

等

・ 具体例

- ・街頭演説中で、自らの陣営の運動員も他の事に気を取られている際に、有権者から握手を求められ、それに応じたら手を急に強く握られたり、大きな力で引っ張られたりする。
- ・正面から歩いてきて、突然罵声を浴びせられ、暴力を振るわれる。

等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- ・ 匿名によるSNSやメール、電話での嫌がらせ
 - ・ 投票の見返りに不条理な要求をされる。
 - ・ 年齢や性別、当選回数に基づく誹謗中傷
 - ・ 個人情報勝手に使用した嫌がらせ
- 等

・ 具体例

- ・ 自宅に繰り返し電話をされ、「税金泥棒だ」「24時間対応できないなんて、議員失格だ」と言われる。
 - ・ 選挙中にプライベートな事柄（人間関係、宗教等）でネットにデマを流されたり、家族や兄弟のことで嫌がらせを受ける。
 - ・ 投票したのだからと、違法のおそれのある行為等を迫られる。
 - ・ 初めて当選した若い議員に対し、「若造が、政治をなめるな」「若いくせに偉そうだ」と言われる。
 - ・ 勝手に通販の注文をされ、注文していない商品が大量に届く。
 - ・ 幾度にもわたり、執拗に食事の誘いや交際等を迫られる。
- 等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

・無視される。

等

・具体例

- ・挨拶をしても聞こえないふりをして、あからさまに自分の存在を無視する。
- ・年配の男性から、他の男性の議員とは明らかに差をつけた対応をされ、名刺も受け取ってくれない。

等

④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害） 該当なし

⑤過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない） 該当なし

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・ 無断で個人情報公開される。
- ・ つきまとわれ、盗撮等をされる。
- ・ 私的な事項について、しつこく質問されたり、批判される。 等

・ 具体例

- ・ 自宅の電話番号や住所等の個人情報をSNS上に無断で公開される。
- ・ 結婚や出産等への強いプレッシャーを受ける。
- ・ 異性との交際関係等を暴露される。
- ・ 家族や友人のプライベートな事項について聞かれたり、批判されたりする。 等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

(2) セクシュアルハラスメント

① **対価型セクシャルハラスメント**（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）

・ 投票の対価に性的な行為を要求する。等

・ 具体例

・ 投票するからと交際を強要される。断ると投票しないなどと脅される。等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

②**環境型セクシャルハラスメント**（職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じる）

- ・街頭演説中に体を触られたり、抱きつかれたりする。
- ・容姿・体型に関する揶揄や、性的な暴言・メールをされる。
- ・性的な関係を迫られる。

等

・**具体例**

- ・選挙活動中に支援者から体を触られたり抱きつかれたりする。
- ・ヌード写真や有権者本人の性生活についてメールで繰り返し送りつけられる。
- ・当選させたのは俺のおかげだからと無理やりキスをしたり、身体接触を求められる。
- ・ポスターにわいせつな内容を書き込まれる。

等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

(3) マタニティハラスメント

① 制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）

・産休により、仕事をしてないとデマを流す。 等

・ 具体例

・産休を取得したことにより、仕事をしない議員というデマを選挙中に流された。
・妊娠・出産で公務を休んだ際、有権者から、「選挙のない年だったら妊娠・出産しないだろう」と言われた。 等

② 状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

・議員が妊娠していることに疑問を投げかけられる。
・出産直前まで働くよう求められる。 等

・ 具体例

・次の選挙にも立候補したいなら、妊娠している場合かと非難される。
・妊娠は病気じゃないから、陣痛がくる直前まで働くべきと言われる。 等

3. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

(4) その他

- ・ 議会中や街頭演説中のヤジ 等

・ 具体例

- ・ 傍聴席に、反対の立場の他議員の支援者が大勢でやってきて、一人の女性議員に対して罵声を浴びせて圧力をかけたり、本会議の進行を邪魔した。
- ・ 選挙期間中の街頭演説において、「美人だから票が入ると思うなよ」とヤジられた。 等

(注) 「3. 主な事例」において類型ごとに記載した具体例については、回答のあった事例を基に、個人情報特定されないよう配慮した記載をしている。

地方議会・地方公共団体における政治分野に係る 男女共同参画の推進に向けた取組事例集の作成

○取組事例集の目的

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）に基づき、地方議会や地方公共団体における、公職としての活動と家庭生活との両立支援や、ハラスメントの防止、人材の育成等に係る先進的な取組事例を収集し事例集を作成・周知することで、地方議会や地方公共団体の取組を推進する。

○兵庫県小野市

おのウィメンズ・チャレンジ塾

○取組概要

毎年事務局でテーマを決めて参加者を募集。自治会役員など意思決定の場に参画する女性リーダーの育成や、新たな自分の発見、自己実現のためにリーダーとして必要なスキルを身につけるための講座としている。

講座の一環として、元女性首長や他市の女性市議を招き、女性の政治参画への意義についての講演や学習会を開催。

○実施した背景

意思決定の場に参画する女性リーダーを育成することを目的として開催。

○実施主体

平成22～令和2年度（ヒューマンライフグループ）

令和3年度～（小野市男女共同参画センター）

○実施状況

平成22年度～開始。これまでの受講生は延べ173名。

今年度は7～9月の土曜日の午前中に5回開催。テーマは第1回「ジェンダーギャップを考える」第2・3回「一人ひとりのリーダーシップを磨く」、第4・5回「自分の思いや考えをしっかりと伝えるスキルを身につける」、男女共同参画の基本やコミュニケーション能力、伝える話し方について学んだ。

○本取組を実施した成果

塾生の修了生から女性議員の誕生や、塾生の有志達による学習会や交流会を行う市民活動グループが4団体生まれた。

～講座の様子～



茨城県取手市

オンライン委員会・オンライン会議

○取組概要

令和2年第3回定例会において、市議会会議規則、市議会委員会条例を改正し、災害の発生、感染症のまん延等のやむを得ない理由がある場合に、オンライン委員会の招集、出席を可能にした。また、妊娠、出産、出産立会い、介護、自らの疾病等、議会の欠席事由に該当する際、オンライン出席を委員長の許可により認める旨を同年2月15日に追加する改正をした。

オンライン上で説明、質疑、委員間討議、討論、採決すべての議事が可能（秘密会を除く）。オンラインビデオ会議システムを用い、視察研修や現地調査も現地に行く人数をゼロもしくは最小限とし、在宅でインターネットにより実施。これにより、経費削減、時間的効率化が図られるとともに、妊娠、出産、育児、看護、介護に対応しながら調査研究を実施することが可能。

○実施方法

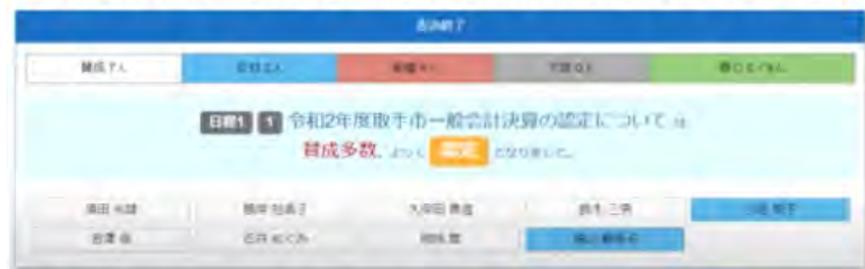
タブレット端末を市議に貸与している。

アプリケーションの表決システムを導入し、オンライン採決を実施。オンライン採決のなりすまし防止のため、その日限りのワンタイムパスワードを送付し、採決前に議員に入力してもらう。その際、周りに誰もいないことが確認できるようバーチャル背景の設定は不可（ほかし背景は、災害時に避難所等から避難者の顔などが映らないよう配慮するため許可）としている。オンライン参加は、当日の委員会開始前に申し出れば可能。

令和3年10月21日 福祉厚生常任委員会（オンライン開催の様子）



令和2年9月15日 一般会計決算・予算審査特別委員会におけるオンライン採決の様子



※採決態度を表していない委員は緑色、表決済みの委員については、賛成であれば白色、反対であれば青色で表示される。

○実施主体

取手市議会議務局

○実施状況

- ・オンライン委員会開催実績 44回
- ・オンライン会議システム使用実績 98回
 - (内訳) 公式の委員会 44回
 - 感染症対策会議 19回
 - 定例会議案事前説明 10回
 - オンライン視察受け入れ 25回

○本取組を実施した成果

感染拡大防止の観点から、会議室に参集せずに、オンラインでの委員会に議員、説明員、議会議務局職員、請願提出者、参考人が出席した。また、令和2月15日の市議会委員会条例改正により、今後は、「オンラインであれば出席できる」ことを可能とし、より議会・議員活動を維持向上できることとなった。

○群馬県榛東村

授乳期間中の女性議員に労働基準法に準じた育児時間の付与

○取組概要

令和3年12月に会議規則を改正し、議員が生後満1年に達しない子を育てる場合は、本会議中に2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための時間「育児時間」を議長に請求することができる。「育児時間」の間、議会は中断され休憩に入る。

授乳場所については、自宅や議会内の会議室等を想定。授乳場所が自宅の場合、移動時間も考慮し、休憩時間を45分とする等個別に対応可能。

○実施した背景

本村議員2名が昨年8月・9月と続けて出産。本議員の議会活動と授乳を両立させることに苦労した経験を踏まえ、労働基準法の育児時間の規定を参考に、会議規則に育児時間を取得できる旨の規定を追加。

本取組を継続させていくため、議員による申合せではなく会議規則に明記した。

○実施状況

会議規則に基づく本会議中の取得はまだないものの、運用上、委員会及び全員協議会などでも取得を可能にしている。議会閉会后、全員協議会が始まるまでの間、この規定に準じ、約45分の時間を設け、授乳のために時間をとった。

○実施主体

議会事務局

○本取組を実施した成果

対象議員2名とも自宅が近いため、自宅に戻り授乳し、再び会議に参加した。議会と家庭生活の両立が図れたものと考えている。

榛東村議会会議規則（抄）

（育児時間）

第2条の2 議員が生後満1年に達しない子を育てる場合は、会議中に2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための時間（以下「育児時間」という。）を議長に請求することができる。ただし、会議時間が変更されたときは、この限りではない。

2 議長は、前項の請求があったときは、休憩するものとする。

3 育児時間の請求は、文書又は口頭をもって行う。

女性の政治参画マップ 2021

都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員総数(人)		女性議員の比率(%)
	うち女性(人)		
東京都	127	41	32.3
京都府	60	13	21.7
神奈川県	104	19	18.3
滋賀県	42	7	16.7
兵庫県	85	13	15.3
岩手県	48	7	14.6
埼玉県	89	13	14.6
千葉県	48	7	14.6
岡山県	55	8	14.5
鳥取県	35	5	14.3
静岡県	68	9	13.2
千葉県	92	12	13.0
長崎県	46	6	13.0
栃木県	47	6	12.8
宮城県	55	7	12.7
長野県	56	7	12.5
三重県	50	6	12.0
秋田県	43	5	11.6
新潟県	52	6	11.5
北海道	98	11	11.2
徳島県	36	4	11.1
宮崎県	38	4	10.5
富山県	39	4	10.3
福岡県	87	9	10.3
鹿児島県	49	5	10.2
奈良県	41	4	9.8
山口県	44	4	9.1
愛媛県	45	4	8.9
福島県	57	5	8.8
岐阜県	46	4	8.7
島根県	35	3	8.6
群馬県	47	4	8.5
山形県	42	3	7.1
北海道	42	3	7.1
石川県	43	3	7.0
大阪府	87	6	6.9
茨城県	59	4	6.8
青森県	47	3	6.4
福井県	35	2	5.7
佐賀県	36	2	5.6
高知県	37	2	5.4
愛知県	99	5	5.1
香川県	40	2	5.0
広島県	63	3	4.8
大分県	43	2	4.7
熊本県	48	2	4.2
山梨県	36	1	2.8
全国合計	2,621	305	11.6

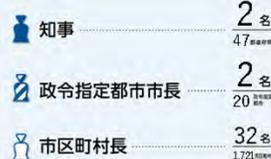
(注)内閣府調べより作成(2021年6月1日現在)

市区町村議会における女性議員の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成(2020年12月31日現在)

首長



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成(2020年12月31日現在)

我が国の有権者の51.7%は女性であり、政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映するため極めて重要です。平成30年には議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行され、令和3年には、国や地方公共団体のハラスメント対策等の施策の強化等を盛り込んだ改正法が施行されました。

※「多額院議員選挙選挙結果」2019年7月21日執行執行多額院議員選挙選挙結果より

全国平均
11.6%



(注)都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべし
47都道府県の形を簡略化したもの

国会議員の女性比率

衆議院の女性議員比率 9.9%

参議院の女性議員比率 23.0%

(注)衆議院議員は2021年7月28日現在、参議院議員は2021年6月4日現在
(衆議院、参議院HPより)

世界の女性議員比率

スウェーデン 47.0% (7位) フランス 39.5% (27位)

イギリス 34.0% (40位) ドイツ 31.5% (49位)

アメリカ 27.4% (65位) 日本 9.9% (164位)

(注)IPU(列国議会同盟: Inter-Parliamentary Union) Open Data Platformより
下院文は一院制議会(日本は衆議院)の数値(2021年6月現在)2021年6月5日閲覧

市区町村別の詳細は
「市区町村女性参画状況
見える化マップ」で検索!



女性がゼロの市区町村議会の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」より作成
(2020年12月31日現在)



作成: 内閣府男女共同参画局

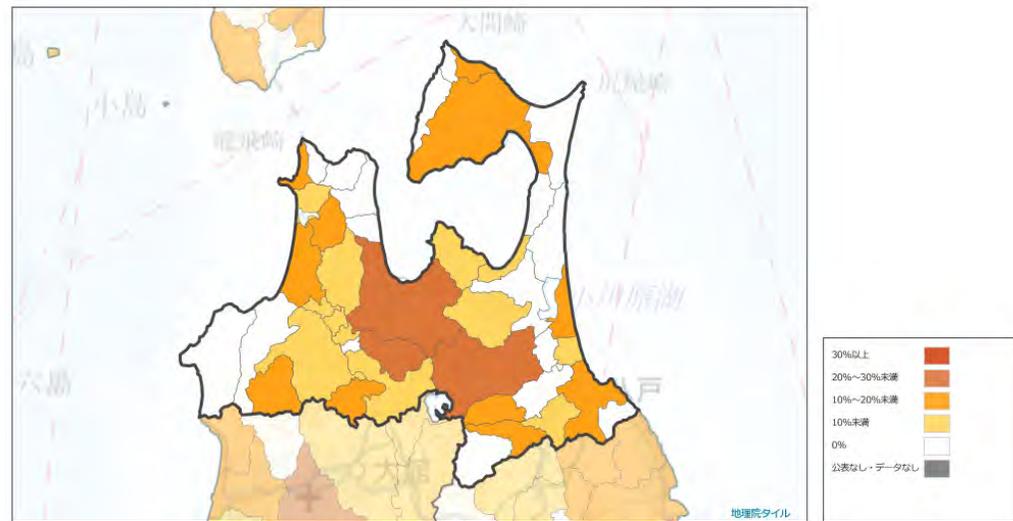
市区町村女性参画状況見える化マップ

地図上で市区町村別に①市区町村議会議員に占める女性の割合、②市区町村議会における出産に伴う欠席規定の有無、③市区町村議会における女性議員が活躍しやすい環境整備状況などを見る化

※上記のほか、市町村長又は副市町村長の女性の有無、公務員の管理職及び係長相当職に占める女性の割合、男性公務員の育児休業取得率、審議会委員に占める女性の割合、自治会長に占める女性の割合、防災会議委員に占める女性の割合、男女共同参画に関する計画策定状況も見える化



<「市区町村議会」の「議員に占める女性の割合」の青森県を選択した場合>



出典：総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調、割合は総務省資料より作成（令和2年12月31日現在）

市区町村別の詳細は、「市町村女性参画状況見える化マップ」で検索



URL : http://www.cao.go.jp/shichoson_map

<各市町村を選択した場合の表示例>

実数	割合
7人 / 35人	20.0%

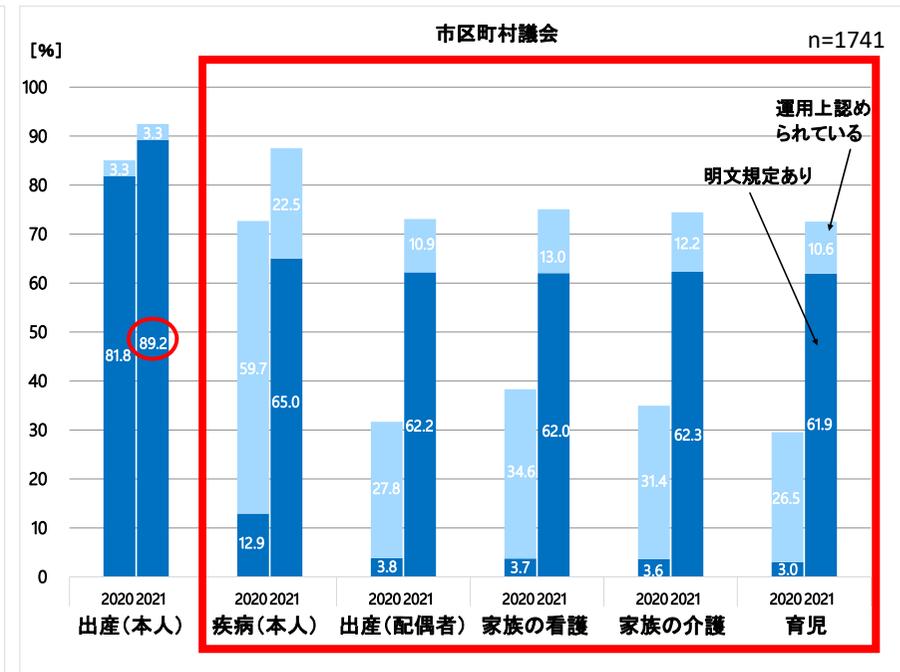
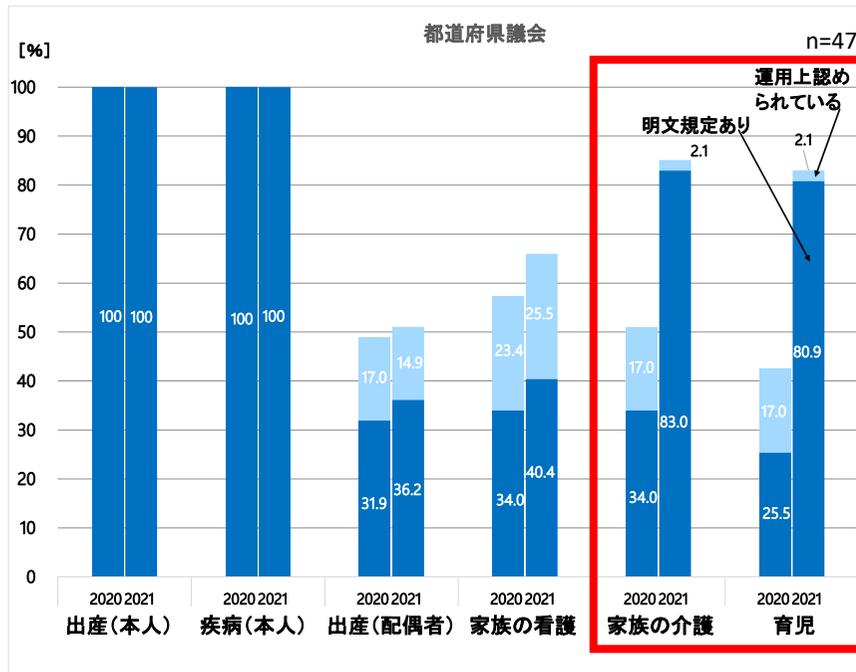
地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について①

- 内閣府「地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について」において、2021年7月1日時点における会議規則の整備状況について調査した結果を取りまとめ。

調査結果の概要

I 議会における欠席事由の整備状況

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、昨年度から大きく増加し、いずれも全体の**約8割**となった。
- 市区町村議会においては、**出産**を欠席事由として明文化している議会が増加し、全体の**約9割**となった（いまだ明文の規定がない議会は188）。出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても大きく増加し、いずれも全体の**6割を超えた**。



	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	0	0	0	0	8	7	11	12	8	1	8	1
明文化	47	47	47	47	15	17	16	19	16	39	12	38

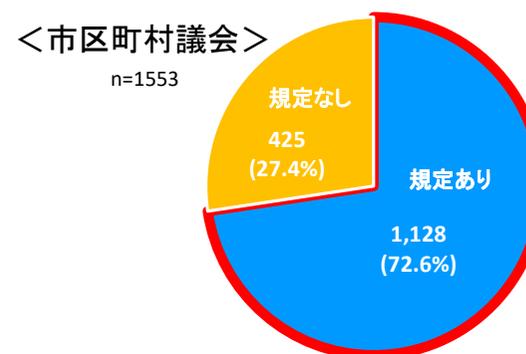
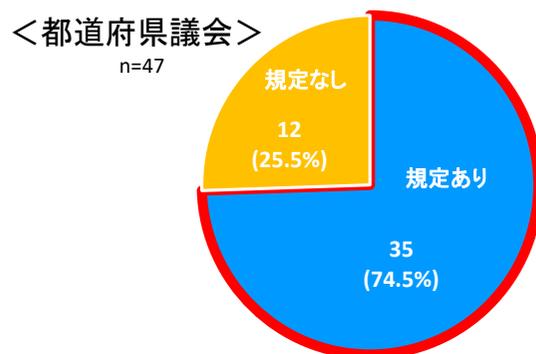
	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	57	57	1,040	392	484	189	602	227	546	212	461	185
明文化	1,424	1,553	225	1,132	67	1,083	65	1,080	63	1,084	53	1,078

地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について②

調査結果の概要

Ⅱ 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無

- 出産を欠席規定として明文化している議会において、**産前産後期間について具体的な規定を設けている議会**は、都道府県議会では**35議会**（約75%）**※※**、市区町村議会では**1,128議会**（約73%）となっている。



※※ 全国都道府県議会議長会が2021年7月16日時点で実施した調査では、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会は5議会増え、40議会（85.1%）であった。

Ⅲ 出産を欠席事由として明文化している議会のうち産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間

- 出産を欠席規定として明文化しており、かつ、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会（調査結果Ⅱ参照）においては、都道府県議会、市区町村議会共に**全数**が、**労働基準法第65条に定める期間相当の期間**を定めている。

【参考】労働基準法

第65条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

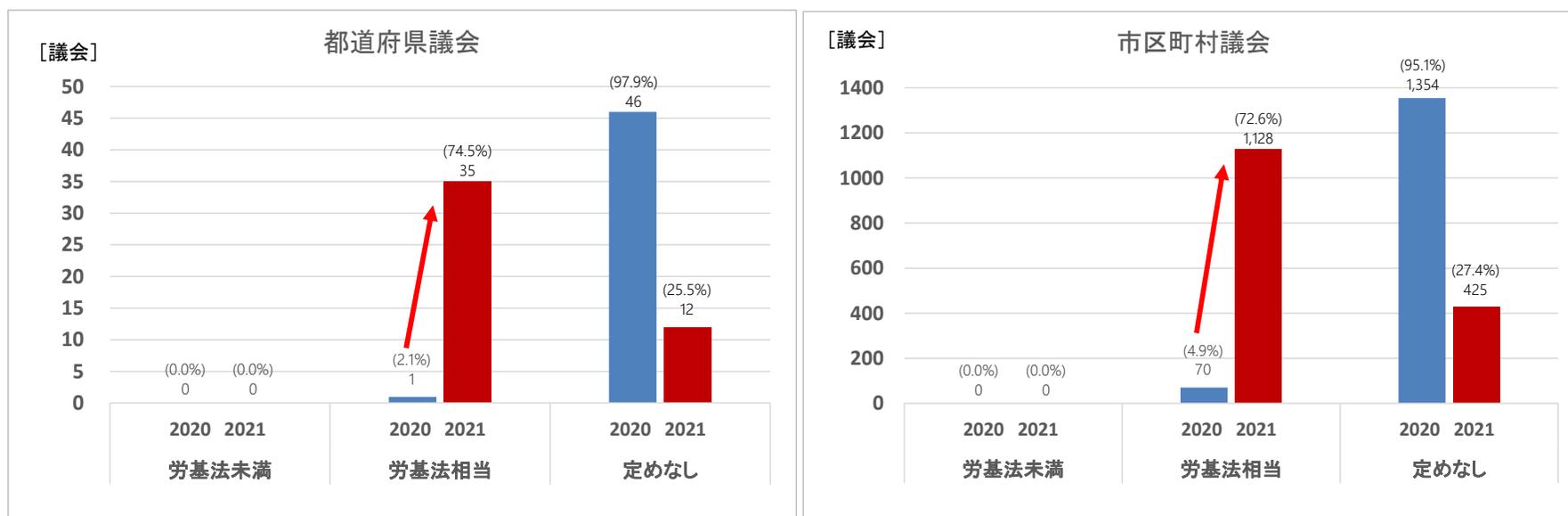
（備考）本調査では、欠席可能な期間が具体的に定められているか、定められている場合当該期間が労働基準法第65条に定める期間に満たないものか否かを調査するため、「1 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い」、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」、「3 期間の定めはない」のいずれの選択肢に当たるかを調査している。労働基準法第65条に定める期間相当の期間を定めている議会とは、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」と回答した議会を指す。

地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について③

調査結果の概要

(参考) 会議規則の整備による出産による欠席可能期間への影響

- 規則に定めがある場合のほか運用上の取扱いも含めて、出産により欠席が可能な期間をみると、都道府県議会、市区町村議会のいずれにおいても、労働基準法相当であるとした議会が大幅に増加し、期間の定めなしとする議会が大きく減少した。
- 今回調査において欠席可能期間が労働基準法相当である議会は、すべて産前産後期間について規則に規定を設けている議会であったことを踏まえると（調査結果Ⅲ参照）、**標準会議規則の改正を踏まえ、各議会の会議規則に産前産後期間を明記する改正が進められたことにより、多くの議会で労働基準法相当の期間欠席が可能であることが明確になった**といえる。



(備考) 議員の出産を欠席事由として明記した規定があると回答した議会について、欠席可能期間別に議会数を集計したものの、議員の出産を欠席事由として明記している都道府県議会数は47（2020年度も同じ）、市区町村議会は1,553（2020年度は1,424）
 かつこ内の割合は、同年度の調査における全体に占める「労基法未滿」、「労基法相当」、「期間の定めなし」それぞれの議会の割合。

諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

- パンフレット「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」（令和2年3月内閣府作成）では、日本や世界各国における女性の政治参画の現状とクオータ制の導入状況、イギリス・フランス・韓国・オーストラリア・カナダ・メキシコの取組などを紹介。

＜参照＞「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」 <https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf>



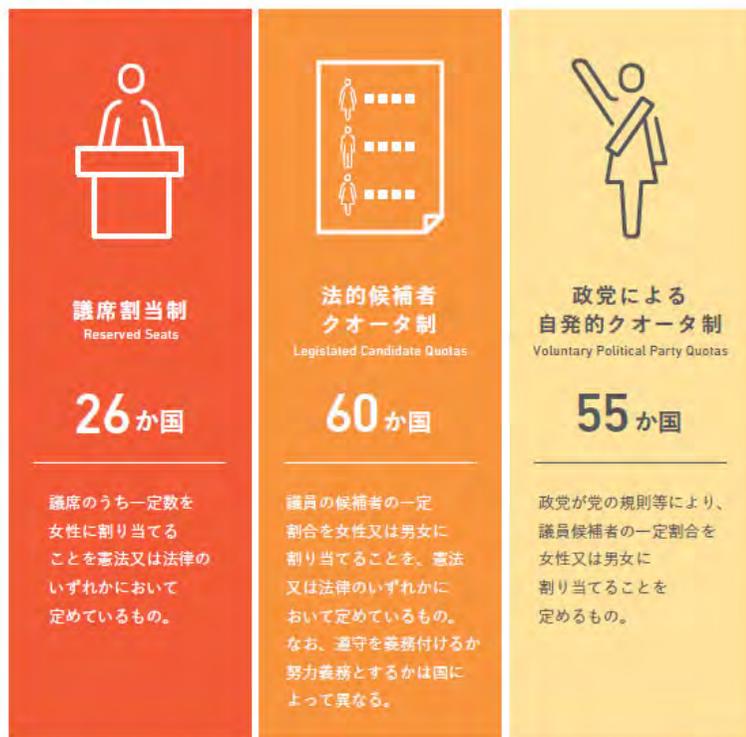
2. 諸外国の取組（クオータ制）

クオータ制とは

クオータ制とは、ポジティブ・アクションの手法の一つであり、男女間格差を是正する方策で、性別等を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のことを指す。世界196の国と地域のうち、118の国と地域で、政治分野における性別によるクオータ制が国政レベルで導入されている。

※このパンフレットでは、政治分野における性別によるクオータ制を単にクオータ制という。

クオータ制の種類



国政選挙において、政党による自発的クオータ制を導入している55か国のうち、33か国は政党による自発的クオータ制のみを導入、残りの22か国では議席割当制又は候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制を併用している。

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（The International Institute for Democracy and Electoral Assistance: IDEA）ジェンダー・クオータ・データベース（2020年2月時点）

諸外国におけるクオータ制の導入状況

世界では約60%の国・地域がクオータ制を導入しており、そのほぼ半数が政党による自発的クオータ制を採用している。地域別みると、欧州での導入率が73%を超えている一方で、アジア地域では44%となっている。

クオータ制を導入している国・地域

地域 (国・地域の数)	クオータ制を導入している国・地域の合計数		クオータ制を導入している国のうち、憲法・法律によるクオータ制を導入している国・地域の数				政党による自発的クオータ制を導入している国・地域の数	
	国・地域の数	割合	議席割当制		法的候補者クオータ制		国・地域の数	割合
			国・地域の数	割合	国・地域の数	割合		
アフリカ (54 国)	37	68.5%	14	25.9%	15	27.8%	14	25.9%
米州 (35 国)	21	60.0%	1	2.9%	18	51.4%	12	34.3%
大洋州 (15 国)	5	33.3%	1	6.7%	2	13.3%	2	13.3%
アジア (43 国)	19	44.2%	9	20.9%	7	16.3%	4	9.3%
欧州 (49 国)	36	73.5%	1	2.0%	18	36.7%	23	46.9%
合計 (196 国)	118	60.2%	26	13.3%	60	30.6%	55	28.1%

出典：民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) ジェンダー・クオータ・データベース（2020年2月時点）
※併用している国・地域もあるため、合計が合わない場合がある。

クオータ制の導入状況と女性議員比率（2018年）

2018年に行われた49か国における議会選挙のうち、クオータ制を導入していない議会の女性議員比率の平均値（一院制及び下院 18.6% / 上院 16.2%）は、30%以上を女性とする法的候補者クオータ制を導入している議会（同各 27.7%/36.1%）や、50%以上を規定する措置がある場合（同各 29.3%/47.1%）と比べて低くなっている。

	下院 / 一院制	上院
クオータ制なし	18.6%	16.2%
全種類の法的クオータ制*	25.6%	33.2%
30%の法的クオータ制*	27.7%	36.1%
50%の法的クオータ制*	29.3%	47.1%

出典：列国議会同盟 (IPU) 「議会における女性 2018」
※議席割当制及び法的候補者クオータ制を指す。政党による自発的クオータ制は含まれない。

諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

4. 女性の政治参画促進のための効果的な取組事例

4-1 クォータ制の取組

女性の政治参画を促進するためのクォータ制は、以下の3つに分類される。

 憲法又は法律の いづれかによる 議席割当制	 憲法又は法律の いづれかによる 法的候補者 クォータ制	 政党による 自発的な クォータ制
--	---	---

● 法的候補者クォータ制を導入している主な国の取組

 フランス 女性議員の割合 39.5% [下院] 33.3% [上院]	パリテ法により、各政党に対し、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。下院議員選挙では、男女の候補者の割合が50%から離れるほど政党助成金が減額される。上院議員選挙では、候補者名簿に男女を交互に登載することとされている。
 メキシコ 女性議員の割合 48.2% [下院] 49.2% [上院]	憲法において、各政党が擁立する候補者に対してパリテ（男女同数）が義務付けられている。上院・下院共に、比例名簿の順位を男女交互とし、選挙の度に女性と男性を交互に名簿の1位にすることになっている。
 韓国 女性議員の割合 17.3% [一院制]	公職選挙法により、国会及び地方議会選挙の比例代表候補者の50%以上を女性とし、候補者名簿の順位の奇数を女性とすることを義務付け、小選挙区は選挙区の30%以上に女性を推薦することが努力義務とされている。罰則規定は比例代表のクォータと地方選挙の選挙区のみ適用（例外条項あり）。
 イタリア 女性議員の割合 35.7% [下院] 34.4% [上院]	選挙法により、上院・下院の比例代表は、候補者名簿を男女交互に登載すること、名簿の筆頭候補者の性別は一方の性が60%を超えてはならないこと、小選挙区は一方の性が候補者の60%を超えてはならないことが規定されている。

出典：列国議会同盟（IPU）（2020年1月現在）、民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）

（出典）内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」（令和2年3月）

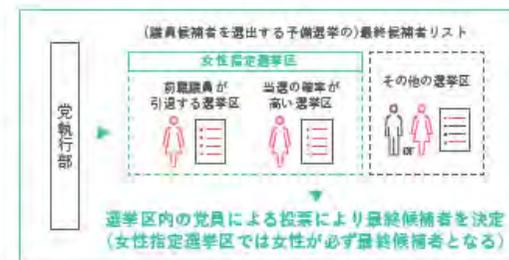
● 政党による自発的なクォータ制を導入している主な国の取組

 イギリス 女性議員の割合 33.8% [下院] 27.2% [上院]	【労働党】当選の可能性が高い選挙区において、予備選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定する「女性指定選挙区（All Women Shortlists）」制度を導入（1993年）。
 オーストラリア 女性議員の割合 30.5% [下院] 48.7% [上院]	【労働党】1994年に候補者名簿の女性の比率を35%とするクォータ制を導入。2002年に40%、2015年に50%に引き上げ（2025年までに達成を目指す）。
 カナダ 女性議員の割合 29.0% [下院] 48.5% [上院]	【新民主党】1985年に候補者名簿の50%を女性とする目標を設定。1991年に全選挙区の50%、現職のいない選挙区の60%に女性候補者を擁立する方針を採択。
 ノルウェー 女性議員の割合 41.4% [一院制]	候補者名簿における男女の割合を40%以上とするクォータ制を導入（左派社会党（1975年）、中央党（1989年）、キリスト教民主党（1993年））。 【労働党】1983年に候補者名簿における男女の割合を50%とし、上位2名には男女双方を含める。
 ドイツ 女性議員の割合 31.2% [下院] 36.2% [上院]	【社会民主党】1990年に候補者名簿の女性割合を25%以上とするクォータ制を導入し、1994年に3分の1へ、1998年に40%へと段階的に高めている。 【キリスト教民主同盟】1986年に候補者名簿の3分の1とするクォータ制を導入。 【左派党】候補者名簿の上位2名を女性とし、それ以降は男女交互となるようにする。
 スウェーデン 女性議員の割合 47.0% [一院制]	【社会民主党】1993年に候補者名簿の登載順を男女交互とする仕組みを導入。 【左翼党】1993年に候補者名簿の最低50%を女性とするクォータ制を導入。 【環境党】1997年に候補者名簿の女性数を全体の50%±1名の範囲内とするクォータ制を導入。

出典：列国議会同盟（IPU）（2020年1月現在）

● イギリスの事例：女性指定選挙区（All Women Shortlist）

当該政党にとって「当選の可能性が高い」選挙区において、選挙区内の党员による予備選挙のための候補者リストを女性に限定する制度。1993年に労働党が導入し、2002年には現職議員が引退する議席（選挙区）にも適用する仕組みを再導入した。



諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

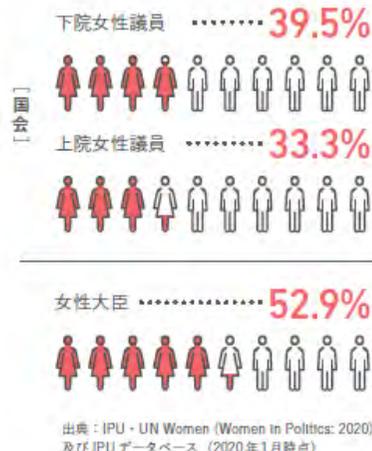
3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況

 3-2
フランス France

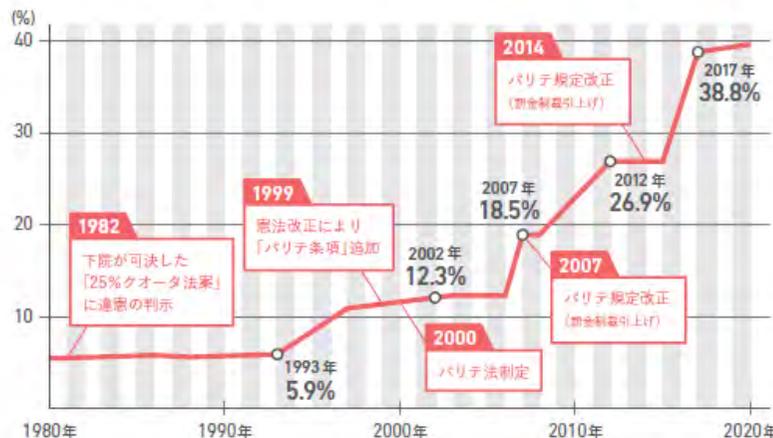
基本データ

政治体制	第5共和制
議会制度	下院（国民議会 577 議席）と上院（元老院 348 議席）からなる二院制
選挙制度	小選挙区制（下院）
主要政党	共和国前進、共和党、社会党
クォータ制のタイプ	法的候補者クォータ制と政党による自発的クォータ制の併用（パリテ法：2000年～）
女性議員（下院）の割合ランキング	26位 / 191 개국 (2020年1月時点)
女性大臣の割合ランキング	10位 / 190 개국 (2020年1月時点)

女性の政治参画の状況



女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



女性の政治参画を促す取組

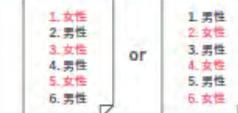


選挙におけるパリテ規定（憲法の「パリテ条項」、パリテ法）

1980年代にクォータ制に対して違憲判決が下されていたことから、1999年に憲法改正により「パリテ条項」を追加し、2000年にパリテ法を制定した。

- 上院議員選挙では、比例代表制部分について候補者名簿を男女交互方式とする
- 下院議員選挙では、候補者が男女同数（パリテ）ではない場合、男女の候補者の開きの割合に応じて政党助成金を減額（罰金制裁）（これまでに2度改正され、2014年以降、2000年と比較して3倍の罰金が科されるようになった）

各政党の候補者名簿（男女交互）〔上院〕



女性擁立の強い意志表明

【共和国前進】党の最重要事項の一つとしてパリテ推進をアピール（2017年下院議員選挙）。オンラインの公募専用ウェブサイト立ち上げや、求められる能力や盛り込むべき価値観についての情報公開により候補者選定プロセスを明確化し、女性の立候補を呼びかけるビデオメッセージを通じて候補者・当選者の女性が増加（2017年）。

【社会党】党内有力者のイニシアチブにより、50%の女性候補者擁立及び35%の勝てる見込みのある選挙区で女性候補者擁立を宣言（2005年）。（日本のPTAにあたる保護者アソシアションを通じて候補者を発掘）



女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団（上下両院、超党派）

1999年、上下両院に常設の形で創設された「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団」は、議員が超党派でパリテをはじめ広くジェンダー平等について議論する場として機能している。女性の権利や男女機会均等に関する政策の情報収集、法案の可否や成立した法律の適用状況について調査・提言を行う。

議会制度の整備

- 議会議務局がセクシュアル・ハラスメントについて議員に対し注意・警告
- 育休・産休取得、市町村議会ではケアワークにかかった費用の払い戻し
- 下院に保育園を設置



パリテ監視を行う女男平等高等評議会（HCE）の設置

パリテ法制定のために設置されたパリテ監視委員会（首相直属の諮問機関）の基本的な役割を引き継ぐ形で、政治のパリテに留まらずにより広い男女平等実現のための諮問機関として、2013年に女男平等高等評議会（HCE）として再編成された。市民社会との協議を保障し、女性の権利と平等に関する政治の大方向について、公的議論を活性化するためのミッションを持つ。パリテ関連法律の評価や改善のための意見書を通じて、法改正あるいは制定のための提言を行い、政府への大きな影響力を持つ。



パリテを推進するアソシアション（市民団体）：エルズジ（Elles aussi）

- 政治家を志望する女性向けの研修のほか、女性議員との交流会や市民講座を開いたり、市町村レベルのパリテの実態調査を実施
- 女男平等高等評議会や議会の聴聞を通じ、地域の現場の声を政治的な意思決定の場に届ける